

1. 議事日程（第2日目）
（予算決算常任委員会）

令和 5年 3月13日
午前10時00分 開議
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

- （1）議案第35号 令和5年度安芸高田市一般会計予算
- （2）議案第36号 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- （3）議案第37号 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- （4）議案第38号 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（14名）

委員長	石 飛 慶 久	副委員長	南 澤 克 彦
委員	田 邊 介 三	委員	山 本 数 博
委員	新 田 和 明	委員	芦 田 宏 治
委員	山 根 温 子	委員	先 川 和 幸
委員	山 本 優	委員	熊 高 昌 三
委員	宍 戸 邦 夫	委員	秋 田 雅 朝
委員	金 行 哲 昭	委員	児 玉 史 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

委員 武 岡 隆 文

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（43名）

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	企 画 部 長	猪 掛 公 詩
市 民 部 長	内 藤 道 也	福祉保健部長兼福祉事務所長	大 田 雄 司
教 育 次 長	宮 本 智 雄	企 画 部 次 長	徳 澤 政 秀
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	高 下 正 晴
総 合 窓 口 課 長	佐々木 満 朗	税 務 課 長	竹 本 繁 行

社会環境課長	久光正士	社会福祉課長	久城恭子
子育て支援課長	佐藤弘美	健康長寿課長	中村由美子
保険医療課長	井上和志	教育総務課長兼学校統合推進室長兼給食センター所長	柳川知昭
学校教育課長	内藤麻妃	生涯学習課長	児玉晃
学校教育課主幹	大隅雅浩	社会環境課課長補佐	若狭孝祐
市民文化センター館長	原田和雄	財政課財政係長	小野哲司
政策企画課企画調整係長	森本貞彦	総合窓口課窓口係長	西本龍
社会環境課環境生活係長	藤本崇雄	社会環境課人権多文化共生推進係長	北森一平
社会福祉課生活福祉係長	乗田弘昭	社会福祉課障害者福祉係長	井木みつ恵
子育て支援課児童福祉係長	立川栄理香	子育て支援課保育係長	国広美佐枝
健康長寿課健康推進係長	深田京子	健康長寿課母子保健係長	津賀山和範
保険医療課医療保険年金係長	三宅佐由里	保険医療課介護保険係長	荒川裕
教育総務課総務係長	津賀山泰佑	教育総務課学校施設係長	玉井郁生
教育総務課学校統合推進室統合推進係長	岡本充行	給食センター副所長	浮田健治
学校教育課学校教育指導係長	大田文子	生涯学習課社会教育係長	山本裕子
生涯学習課文化・スポーツ係長	井木一樹		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	久城祐二
総務係長	藤井伸樹	主査	日野貴恵

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開会

○石飛委員長

定刻となりました。

ただいまの出席委員は14名でございます。

定足数に達しておりますので、これより第5回予算決算常任委員会を再開します。

本日の審査日程はお手元に配付したとおりです。

直ちに本日の審査に入ります。

議案第35号「令和5年度安芸高田市一般会計予算」の件を議題とします。

これより市民部の審査を行います。

予算の概要について説明を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長

おはようございます。よろしくお願いします。

市民部に係る令和5年度当初予算の主要事業の説明をいたします。

当初予算資料6ページを御覧ください。

ページ上段、事業区分16番、ごみ減量化の推進です。

資源循環型社会の実現に向けて、資源化とごみの減量化対策を推進します。

次に、ページ中段、事業区分18番、人権啓発の推進です。

記載の事業を実施し、人権啓発の推進、多文化共生推進を行います。

また、地域おこし協力隊員を新たに採用し、ベトナム国籍の方のコミュニティづくりを進めます。

詳細については、各担当課長より、予算書に基づき説明をいたします。

以上で説明を終わります。

○石飛委員長

続いて、総合窓口課の予算について説明を求めます。

佐々木総合窓口課長。

○佐々木総合窓口課長

それでは、総合窓口課関係分の主な歳入について御説明いたします。

予算書19ページをお開きください。

説明欄中段、戸籍住民基本台帳手数料は、令和3年度の実績から1,663万円を計上しております。

続いて、21ページをお開きください。

説明欄中段、社会保障・税番号制度導入整備費補助金2,722万9,000円は、マイナンバーカード関連事務に係る人件費やシステム改修費用などに係る経費に対する補助金を計上しています。

23ページをお開きください。

説明欄中段、戸籍住民基本台帳費委託費委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金は、中長期在留者等の外国人に係る事務を行うもので、歳入額は国が定める基準単価、取扱い件数等に基づき算出しております。令和5年2月末現在、本市に在留する中長期在留者は892人です。

続いて、歳出の主なものについて御説明します。

71ページをお開きください。

戸籍住民基本台帳費委託料のうち、電算システム改修業務委託料1,685万5,000円は、令和6年から、国外転出者によるマイナンバーカードの海外利用の開始が予定されており、これに合わせて、海外においても身分証明書としての機能も想定し、マイナンバーカードに、氏名をローマ字表記できるよう、平仮名または片仮名による氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を整備する方向で検討されており、それに伴う改修を行うものです。

その下段の窓口支援業務委託料1,383万6,000円は、総合案内のフロアマネジャーの設置及び諸証明の申請受付と発行、交付、住民異動や印鑑登録などの窓口支援業務に係るものです。

続きまして、下段のマイナンバーカード交付事業費です。

主なものは、会計年度任用職員2名の人件費と臨時窓口の開設に伴う職員の時間外手当。

73ページをお開きください。

委託料のうち134万8,000円は、マイナンバーカードの交付事務や管理事務の効率化、業務負担の軽減を目的として管理システムを導入します。

なお、マイナンバーカード交付事業費は、22節の過誤納付還付金1,000円を除いた1,037万5,000円が国庫補助金の対象経費となっております。

令和5年2月末、マイナンバーカード交付率は68.09%で、昨年度末39.05%と比較して29.04ポイント増加しております。

以上で総合窓口課の説明を終了いたします。

○石飛委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもって総合窓口課に係る質疑を終了します。

続いて、税務課の予算について説明を求めます。

竹本税務課長。

○竹本税務課長

おはようございます。

税務課における令和5年度安芸高田市一般会計予算による要点の説明をさせていただきます。

まず、歳入について説明いたします。

13ページをお開きください。

市税収入の総額は36億6,685万9,000円で、前年度と比較して2億1,124万2,000円の増額を見込んでおります。

個別に見ますと、個人市民税は11億1,897万4,000円で、新型コロナウイルスの影響による個人の所得の変動は、令和4年度に比べて令和5年度は回復傾向にあると判断して、前年度当初予算と比較すると1,147万4,000円の増額を見込んでおります。

法人市民税は全体で1億6,615万3,000円。前年度当初予算と比較して2,192万5,000円の減額を見込んでおります。

法人税割については、調定見込み額を基に、過去の推定上昇率や収納率を勘案して減額を見込んでおります。

固定資産税は全体で20億3,505万1,000円。前年度当初予算と比較して2億2,280万4,000円の増額を見込んでおります。

土地については、宅地化が進んだことによる上昇分を見込み、家屋については、新增築による増加を見込んでおります。

償却資産については、メガソーラーが設置されたことにより、令和4年度から大幅に税額が増加したこと。それと各事業所の設備投資が伸びているため償却資産の増額を見込んでおります。

次に、軽自動車税ですが1億3,426万6,000円。前年度と比較して122万6,000円の減額を見込んでおります。

たばこ税は2億699万9,000円。40万1,000円の減額は、予算積算時の実績により減額を見込んでおります。

入湯税541万6,000円。51万6,000円の増額は、予算積算時の実績により増額を見込んでおります。

次に、27ページをお開きください。

説明欄の中段、個人県民税徴収取扱費交付金は、前年並みの歳入予算額の4,192万3,000円を見込んでおります。

以上が歳入の主なものです。

次に、歳出について説明いたします。

61ページをお開きください。

説明欄の中段、市税還付金は、前年度の課税更正等を行った際の還付金や還付加算金で1,100万円を計上しております。

次に、69ページをお開きください。

上段の税務一般事務に要する経費のうち税務管理費は851万4,000円を計上しております。

主なものは、会計年度任用職員の報酬291万6,000円、給料102万8,000円と委託料299万2,000円は、課税資料であります公図をデータ化して管理しております土地評価システム保守点検委託料でございます。

下段の賦課徴収に要する経費1,711万5,000円の主なものは、需用費のうち各税目の納税通知書、督促状等の印刷製本費279万1,000円と委託料のうち森林環境税の創設対応等に対するシステム改修業務委託料477万2,000円、それから次の71ページになりますけども、使用料及び賃借料のうちe L T A Xサービス使用料238万3,000円、負担金補助及び交付金のうち地方税共同機構への審査システム運営負担金142万2,000円でございます。

以上で税務課の説明を終わります。

○石飛委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって税務課に係る質疑を終了します。

続いて、社会環境課の予算について説明を求めます。

久光社会環境課長。

○久光社会環境課長 おはようございます。

それでは、社会環境課に関わる予算について、予算書に基づき説明します。

まず、歳入の主なものです。

予算書の21ページをお開きください。

中段、国庫支出金の社会福祉費補助金1,059万6,000円のうち説明欄、外国人受入環境整備補助金交付金の300万円は、外国人相談窓口の対応に係る国からの補助金です。

25ページをお開きください。

上段、県費支出の社会福祉費補助金8,308万2,000円のうち説明欄、隣保館運営費補助金の1,742万7,000円は、人権福祉センターの人件費や事業に関わる補助金です。

33ページをお開きください。

上段、諸収入の住宅新築資金貸付金滞納繰越分元利収入313万5,000円を計上しております。

続きまして、歳出です。

87ページをお開きください。

人権推進事業費は、多文化共生推進、男女共同参画社会推進、人権啓発実施に要する経費で2,442万2,000円を計上しております。

主なものは、委託料890万2,000円のうち、安芸高田市国際交流協会に委託し、外国人市民に対する日本語教室や学習支援などを行うための多文化共生業務委託料278万1,000円や、多文化共生拠点の施設きらりの指定管理料606万7,000円を計上しております。

負担金補助金交付金71万4,000円は、三次人権擁護委員協議会負担金や多文化共生の交流活動の推進補助金などです。

次に、下段になります。人権福祉センター管理運営費は、隣保館運営費補助金要綱に沿った施設の運営管理と事業に要する経費3,743万8,000円を計上しています。

主なものは、報償費の201万円で啓発事業の講師謝金です。

需用費489万2,000円のうち、光熱水費が411万1,000円です。

委託料603万円は、啓発用に関わる講師派遣料235万、それから映画上映会、それから相談業務と、機械設備等の保守点検委託料などです。

最後に、負担金補助金交付金は研修会参加負担金です。

107ページをお開きください。

中段になりますが、環境政策事業費として1,376万円を計上してます。

主なものは、騒音・水質調査や、各種計画策定業務などに関わる業務

委託料815万1,000円です。

負担金補助金及び交付金507万8,000円のうち、飲用水供給施設整備事業補助金490万円が上下水道課から移管され増額となっております。

109ページをお開きください。

動物管理指導事業費として61万5,000円を計上しております。

主なものは、狂犬病予防集合注射接種や動物死骸処理に係る委託料56万3,000円です。

次に、下段になりますが、葬斎場運営費として5,141万1,000円を計上しております。

主なものは委託料4,919万8,000円で、葬斎場環境影響調査業務や葬斎場指定管理料4,736万円でございます。

工事請負費159万5,000円は、葬斎場の整備修繕費を計上しています。

111ページをお開きください。

塵芥処理事業費として3億4,614万1,000円を計上しております。主なものは、芸北広域環境施設組合負担金やリサイクル推進補助金です。

以上で予算の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員 87ページ、人権推進に要する経費のところですが、この質問に入る前に、この予算を見たら啓発事業をやるところや団体が、補助金がカットされたり、人権啓発をする施設がなくなったりしてるように思うんです。

その前に、市長に、3月2日の産業厚生常任委員会で、宍戸議員だったと思いますけど、質問のときに、市長はげすの勘繰りというふうに発言されたように記憶しております。げすの勘繰りというのは人権に関わる問題発言だと、こういうふうに私は思うんです。内部で自浄作用が働いて、この議会が始まる前に市長の口のほうから発言の訂正と、取消しの。

○石 飛 委 員 長 山本数博議員に申し上げます。

予算審議でございます。予算審議に沿った質疑をお願いいたします。

○山本数博委員 分かりました委員長。

そういうことが行われるというふうに思ったんですが、それがなくて、特に、人権啓発に関する予算について質問させていただきますが、多文化共生ということも以前から国を挙げてその推進をされてきました。多文化共生の予算は、先ほど言われましたが、人権福祉センターがその最前線を担うんだと。それで人権啓発をしながら多文化共生の推進も図ろうというようなことで最初スタートをしてきとるというふうに私は自覚してるんですけど、途中で拠点を設けて、多文化共生の予算も組んで、施設も、寝泊まりをすることができて、そういうことをやってきておられますけど、人権の啓発という、そこは人権福祉センターが担うべきだと、こういうふうに思うんです。

そこらで多文化共生の人権啓発について、この予算が、やるところがないように思うんですけど、人権啓発ですよ。そこらはどのように考えておられるのでしょうか。

○石 飛 委 員 長

内藤部長。

○内藤市民部長

まず、多文化共生ですけれども、多文化共生、総務省などの定義がありますが、国籍とか民族異なる方々が、互いの文化的な違いを認め合って、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくと、これが多文化共生ということで、本市においてもそのような形でのサポート、特に多文化共生推進施設きらりを設置をいたしまして、そちらのほうでそのような活動をさせていただいております。人権という広い意味の中では、含まれる分野かもしれませんが、まず、NPO国際交流協会とも共同しながら、その辺りを進めているのが多文化共生推進となります。

この中で、人権推進事業費の中には、多文化共生推進施設での経費、多文化共生に係る経費、そういったものを含んだ予算となっております。専ら市のほうで行わせていただいている人権推進の経費というのは、人権福祉センター運営事業費の中に盛り込んで啓発事業等を展開をさせていただいている、そういう予算組みになっております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本数博委員

今の説明じゃちょっと理解できんですが、多文化共生の市民への人権啓発はどこでやるようにされとるんかいのを聞いたんですね。きらりは来た人を中心にした施設だというふうに私は思うんですが、きらりが多文化共生の人権啓発をしようととは思いませんが、そこはどうか。

○石 飛 委 員 長

内藤部長。

○内藤市民部長

きらりのほうでそういった啓発活動というのは積極的にはさせていただいておりません。委員おっしゃるように、人権福祉センターのほうで人権に関する啓発活動、様々なものを行わせていただいております。

今のお話でまいりますと、人権啓発を行うテーマ、中身になろうと思います。人権啓発、人権というものは、先ほども触れましたけれども、幅の広い分野がございます。男女共同参画の話もございますし、また、同和地区の同和问题というものもございます。その中にも外国籍の方との共同というお話も出てきますので、テーマを設定しながら、人権啓発のほうはさせていただいております。それは、人権福祉センターのほうで核となって実施をしております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本数博委員

今、内藤部長言われるように、部落差別をはじめとするあらゆる差別の最前線の人権啓発は人権福祉センターで行政は中心にやっていると。その最前線が、八千代、吉田、美土里、向原、甲田、高宮いうて施設がありました。向原には別の団体で、そこが啓発するようなことになって

ましたですね。そこら辺の啓発の最前線を去年ぐらいから八千代がなくなり、それで向原の団体活動もなくなり、本年は吉田がなくなる、来年ですね。啓発の最前線をなくして、どこが全市を対象に人権啓発を、これだけの大きな課題を持ったものをどうやって、啓発施設をなくして、そこらでどういうふうに徹底できるいうふうにお考えなんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

久光課長。

○久光社会環境課長

今回2館に集約するというふうに考えておりますが、それにつきましては、予算編成後に庁内でも検討を重ねまして、3館で行くのか、1館に集約するという選択肢もありましたが、相談業務に特化する館、それから、啓発事業の企画立案を集中的に行う館に分けることで、業務範囲がより明確化になると同時に、目標設定も、先ほど委員が言われてましたように、何をしていくのか、どういう効果が見込まれるか、そういった目標設定も立てやすいというふうに考えました。2館に集約するというふうに判断しました。

以上です。

○石 飛 委 員 長

内藤部長。

○内藤市民部長

補足をさせていただきます。

合併来、現在の人権福祉センター、合併時は人権会館と呼称しておりましたが、人権福祉センター、吉田、八千代、高宮、甲田という4館がございます。空白地域として美土里と向原というところに人権施設というのが存在してないという状況です。

人権福祉センターのほうで、事業を推進している中に隣保事業というのがございます。国からのほうから補助金を頂き、隣保事業というのを展開をしております。本年度、令和4年から八千代のほうの隣保事業、施設のほうでは行っておりません。それ以外の吉田、高宮、甲田という3館で隣保事業を推進しております。啓発事業であったり地域交流事業であったり、そういったものがございます。これを令和5年度から高宮及び甲田の2館において隣保事業を推進をしていくということに方向を定めております。

今年度、令和4年度につきましては、八千代のほう、文化事業等を行われる方々もありますので、隣保事業のほうは行いませんが、施設を活用して貸し館という形での形態を取らせていただいております。

令和5年度につきましては、新たに吉田町、こちらも同様の形態として移行し、隣保事業のほうは、先ほど課長も申し上げましたが、高宮、甲田こちらの2館を使いまして推進をしていきたいというふうに考えております。

事業展開につきましては、これまで旧町単位で啓発事業、地域事業を行っていた経緯もございますが、市長等の指示もしっかりありまして、全市展開、全域に展開してやっていくという方針の下、今の2館に相談員、指導員集約いたしまして事務効率を図りながら、効果的な啓発事業、これを実施をしていきたいというふうに考えておまして、全市展開が

しっかりできるような体制づくりを進めていくというのが令和5年度の予算編成となっております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 危惧するのは、先ほど冒頭申し上げましたように、市のトップが問題発言をすると、議会でですね。そういう中で、このハード面は、市長は、結構行政の中でも発表されて対策を打たれたと思いますよ。その代わり、市長自らが問題発言をして、そのソフト面をだんだんなくすというのはちょっと理解できんですが、そこら辺の、ソフト面は看板を掲げて初めて市民がそういう部分に触れるというところがあるんですね。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員、言葉を選んで、ここは予算審議の場でございます。予算審議に沿った質疑をしてください。

ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山 根 委 員 同じくその補助費のほうになるんですけれども、今回削られてる項目が2件ほど見当たりますが、3件ですね。そのうち、青少年育成安芸高田市民会議、これだんだんに、令和3年80万8,000円、令和4年15万円、令和5年は今回ゼロになっていると。これについての理由は、どういう根拠があってされてるのか。15万円になったときに、また広島のほうに移動する、そういうこともあるのでという説明を、ここではなくて別のところでお聞きしたような気がするんですけれども、そういうものまで削って、この青少年の活動っていうのに影響がどのように出てくるのかお伺いいたします。

○石 飛 委 員 長 久光課長。

○久光社会環境課長 青少年健全育成市民会議への補助金の減額についてなんですけど、昨年度は、まず事業の見直しを図りました。そういう中でフェスティバルというか、そういう事業内容をまず精査させてもらって、それから、今年度については、県の補助金等も、そういう制度もありますのでそちら辺を活用したり、あとは、研修会等がある場合は、これも県の県民会議のほうなんですけど、県民会議のほうでそういった講師を派遣するという制度もあるので、そちらのほうの活用を促していきたいというふうに考えて、補助金のほうはゼロという判断をしております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山根委員。

○山 根 委 員 県の補助を使って、また、県の研修会等については県の県民会議のほうを使うということで、事業としては最低限ぐらいはあるということでしょうか。

○石 飛 委 員 長 久光課長。

○久光社会環境課長 これも県のほうに申請してみないと、内容等ですね、補助が下りるかどうかなんていうのは、申請して、実際それが通れば補助金がいただけるというふうになると思います。

以上です。

○石 飛 委 員 長

山根委員。

○山 根 委 員

そういう企画力というか、来年度に向けてまだ申請してみないと分からないというようなことをおっしゃること自体が、この予算の場で聞くような言葉ではないと思います。

次にまいります、次に、多文化共生推進補助金の下にあった男女共同参画推進事業補助金、これがゼロになったというか削除されてます。この理由をお聞きいたします。

○石 飛 委 員 長

久光課長。

○久光社会環境課長

まず、実績等を鑑みたときに、金額的にも1件2万円の補助金という形なので、そういう補助金よりは啓発等を進める中で、もし、こういう活動するので補助金等が必要だというふうな、そういった市民のニーズ等がありましたら、それを踏まえて補助金にするのか、それとも、負担金を支払いするのか、そういうのを検討していきたいというふうに考えております。

○石 飛 委 員 長

山根委員。

○山 根 委 員

市民のニーズっていつでも、これってこの前、第3次男女共同参画プラン、令和4年に市が立てたプランの中で、市は男女共同参画施策を実施するため必要な財政上の措置、その他の措置を講じるものとするとなっておりますよね。しっかりと啓発が市の役目。それを、市民のニーズをもって、それはないでしょう。もう残念。本当にそういう意識しかないのかと思って本当に残念でなりませんけども、そこのところしっかりと説明をいただきたいと思います。

○石 飛 委 員 長

内藤部長。

○内藤市民部長

男女共同参画につきまして、先ほど委員御指摘のように第3次プランを策定をさせていただきました。特に、今後未来においても、女性の参画、当然促していかなければなりませんし、そのためには、男女共同してあらゆることに進んでいかなければいけないという思いであります。

この補助金につきましては、やはり補助金の制度ありましたが、活用がとても乏しいということで、今回、予算編成の段階で、まずは少し見直してみようという議論となっております。そのために、やはり制度はあるけれども御承知ない方もある、これはこちらからの発信力のほうが乏しいという課題もありますし、また、ニーズに合っていないのではないかと、その辺の検証もしておりませんので、このたび市民ニーズも再度チェックをしながら、この部分について見直しをし、再スタート、リスタートしたいということで、一旦予算のほうからは計上を落としているということです。

いずれにしても、本市が行ってます広聴を、広報広聴の広聴のほうですけども、しっかりと市民の意見を聞きながらこの辺り、制度設計を再設計をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石飛委員長 山根委員。

○山根委員 予算をゼロにするっていうことは止まるっていうことですよね。その間に考えるっていういわれますけど、啓発事業というものは続けることが啓発の一番の大事なポイントだと思います。それをゼロにして、忘れられるようなことになったら、今、日本の置かれてる場、本当にジェンダーギャップは116位、さらにはこの前3月8日、国際女性デーで女性の働きやすさ、これワースト2位ですよ。7年続けてワースト2位。こういう状況、韓国と日本がワースト1位と2位ですけど、もう2位がずっと続いている、そういう場合は、しっかりと地域から、本当にそこにいらっしゃる女性の方々、そして、市、自治体も国も考えないといけんことですよ。それをゼロにして、これから考えます、またやり方を考えます、そういう時間はないと思いますけれども、これについて市長にお聞きしたいと思いますけど。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 行政サービスに対する理解がなさすぎて非常に残念です。まず、お伝えしときます。よろしいですか。

何で今の状況がこんなに悪いまま続いているのか、それは効果がない施策を続けてたからです。続けることに意味はないです。効果が上がっていないんだったら見直す、止めるのが当たり前です。今それをやっています。これまでやってきて効果が上がってない。なぜその事実を認めようとしないんですか。理解がないと思います。

○石飛委員長 山根委員。

○山根委員 効果がないというところはどこで確認をされるんですか。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 今先ほど山根委員自身が言われた状況です。

○石飛委員長 山根委員。

○山根委員 この安芸高田市において効果がないということを聞いているわけです。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 安芸高田市に限らず、日本のあらゆる自治体において同様の現象が生じています。安芸高田市は特別な例ではありません。例外ではありません。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本数博委員 山根議員の質問に関連しますが、市長が言われるのはちょっと理解できませんが、人権啓発というのは誰がやるんか言うたら、市民が発端になってやってくれるというのはなかなかないもんですね。人権問題、そういう取組は自治体がやって初めて効果がある。市長、あなた2年、市長はもう任期を全うされて予算執行されてる。その間、人権問題について正面に向かって取り組んでこられたなかったということじゃないですか。そこらどうなんですか。

○石飛委員長 山本数博委員、関連であれば、今は人権じゃなくて男女共同参画の話を出して山根委員は続けてらっしゃいました。執行部のほうは、予算編成時点

で効果のない事業は整理しましたという答弁です。今後も男女共同参画においては見直しをしてやっていく。人権問題についても啓発は、県との連携を模索しながらやっていくというようなお話だったと思うんですが、そこでこのたびの予算審議です。このたびの予算のことを質疑してください。

山本数博委員。

○山本数博委員　　そういうように質問したいと思いますが、山根議員の男女共同参画に関わる推進事業がなくなっているということについて、市長は効果がないやめたと、こういうことを言われとんです。これからの来年度以降の男女共同参画に関する考え方を理解ができるまで質問したいと思って今質問したんです。過去の市長就任から2年間、男女共同参画の推進事業やったが効果がないいう、何をされたんかいうのを聞いたかったんで問うたんです。

以上です。

○石 飛 委 員 長　　平たく言えば、男女共同参画事業の推進はどのように考えてらっしゃるかという質疑でよろしいですか。

山本数博委員。

○山本数博委員　　この2年間を反省して、どのように今後進めるんかということですね、なくされたということは。理由が、意味がない、効果がないような発言だというふうに思いますけど。その辺を明確に話をさせていただいて、今後検討することにしたという。今後の検討は何をどう検討するのか。そこをはっきりしてもらいたいと。

○石 飛 委 員 長　　石丸市長。

○石 丸 市 長　　先ほど来、執行部から具体的にはっきりと説明をしています。もう一回繰り返します。

今、山根委員が質問されたのは補助金ですよ。利用がなかったというところで効果が十分ないという説明しました。忘れました、しました。その前のところで、人権に関する市の対応、これまで各センターで個別にやっていたものを、もう既に全市展開するように仕切りなおしています。具体的にはっきりそう説明してます。それがこれまでの実績です。

○石 飛 委 員 長　　田邊委員。

○田 邊 委 員　　男女共同参画補助金の関連質問なんですけども、先ほど制度があっても活用されていないということだったんですけど、これは全く活用されていない、実績としてはゼロだったということではよろしいんでしょうか。

○石 飛 委 員 長　　久光課長。

○久光社会環境課長　　実績としましては、30年度に1件あってそれ以来ゼロです。

以上です。

○石 飛 委 員 長　　南澤委員。

○南 澤 委 員　　人権福祉センター運営に要する経費について、先ほど人権福祉センターを2館にして、相談業務と啓発業務に分けてというふうな説明だったかと思うんですけど、甲田と高宮が残るのかなというふうに思っており

ますが、どちらをどのように運用、運営していく予定でしょうか。

○石 飛 委 員 長 久光課長。

○久光社会環境課長 まず、高宮のほうに相談機能を集中させます。それで、甲田のほうに啓発行事の企画、立案、その機能を集中させます。なぜかといいますと、甲田は、今全市展開しておりますので、著名な人を呼んでの主要な啓発事業は、啓発講演会とかの啓発事業につきましては、クリスタルアージュのほうで開催を予定してます。ですから、距離的に甲田人権福祉センターのほうに近いので、いろんな準備等円滑にできるというふうに判断して、甲田人権福祉センターのほうにそういった機能を置きたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 距離的にクリスタルアージュに近いんだったら吉田を残したほうが合理的だと思うんですけど、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○石 飛 委 員 長 久光課長。

○久光社会環境課長 これにつきましては、建物の耐久性の視点から、吉田、高宮、甲田人権福祉センター、全て10年以内に耐用年数を迎えるという、結構建設年数がたっておりますので、そういった中で、高宮と甲田人権福祉センターにつきましては、屋根の全面防水改修、あるいは外壁等の大規模改修が完了しております。ですからこの2館を隣保事業の実施館として選定しました。

以上です。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 分かりました。相談業務については高宮を中心に行うということなんですけれども、相談に来られる方は交通手段ですね、自動車を持ってない方も中にはいらっしゃるかと存じます。そういった場合に、お太助ワゴン等があるんですけれども、やっぱり吉田を拠点にお太助ワゴンの交通網があるのかなというふうに思うんですが、そういった点で相談に来られる方の交通の不便が生じないかということで心配があるんですけれども、その辺りはどのように対応されますでしょうか。

○石 飛 委 員 長 久光課長。

○久光社会環境課長 相談業務を、これまで広報につきましては、広報紙の裏面を活用させていただいたり、あるいはお太助フォンでしっかりと啓発、周知を図ってきております。今後もその周知方法については変わらないんですが、それに、今も二つの拠点センターで相談業務を行っているというのをしっかりと強調して、場合によっては、電話があって、もし吉田のほうで受けたいということがありましたら、そちらのほうに相談員を派遣するなり、そういった調整を行って、巡回型の相談という形になると思いますけど、そういう体制をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

- 南 澤 委 員 巡回型で各地回ってくださるという説明かと理解しました。相談内容によっては、人に聞かれたくないような内容があるかと思うんですけどもそういったプライバシーの確保は、その巡回する際ですね、しっかり守られるという認識でよろしいでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 久光課長。
- 久光社会環境課長 そのように考えてます。
以上です。
- 石 飛 委 員 長 内藤部長。
- 内藤市民部長 補足をさせていただきます。先ほどの相談のお話です。現行ですけれども、現行、月1遍ないし2遍ですか、相談会というのも、旧町単位でさせていただいております。
- 一方で、相談が何もないというような時期もあるということで、少し、やはり経費がかかっている割には相談の中身、体制に対してどうだろうかというところの課題があります。
- それで、今回、当然相談員はまとめていきますけれども、常時開館している間につきましては相談員おりますので、しっかりと広報していかないといけませんけれども、まずは電話でお受けしていくという体制。それから、人権相談員の専門性では担えないということになりましたら、民生委員の方だったり、その他専門性を持った方々、そういった方へお話をつないでいく、または御協力いただくという、そういったオンデマンドの形での相談体制を構築をしたいと。
- 先ほど、結果的には、その相談の場所が、日時を決め、貸し館になっておりますけれども、八千代ということになりましたら八千代の建物を使ったり、また、人権福祉センターがない向原でありましたら公の施設を使っていくという形になるかもしれませんが、そういった意味でいきますと相談員がそちらに赴くと、ちょっと先ほど巡回という表現がありましたけどどちらかというとオンデマンドで進め、効率性のいい相談体制を確立するという形へのシフト、これを考えております。
- 併せて、当然、秘匿されなければならない情報だったり、それからお会いすること自体も秘匿されたほうがいいというプライバシーの配慮、これは十分考慮した上で進めてまいります。これは現行も同じです。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに。
- 南澤委員。
- 南 澤 委 員 説明の冒頭で、地域おこし協力隊でベトナム人コミュニティ構築の配置をするというような説明があったかと思うんですけども、その背景をもう少し説明していただけますでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 久光課長。
- 久光社会環境課長 このたび地域おこし協力隊としてベトナム国籍の方を採用してコミュニティづくりを推進したいと思ってます。現在、市のホームページに掲載し、募集を行っております。

本市では、本年2月末現在、先ほど話したように892人の外国人の方が暮らしております。中でもベトナム国籍の方が256人と全体の約3割と一番多く、市内の事業所で多数働かれております。

そういう中で、ベトナム国籍の方のコミュニティづくりや相談窓口の対応や日本語教室等の生活のサポートなどを行い、さらに地域との橋渡しや、市民との交流の場づくりを通じて、違いを尊重し合えるまちづくり、これを推進させてほしいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

内藤部長。

○内藤市民部長

背景ということがありましたので、申し上げます。

本年度、また一昨年度、令和3年、どちらもですけども、こういった外国籍の方のコミュニティづくりというのも市として進めてきております。

ただ、コロナ禍、本日からマスクの着用のことに変更になりますけども、コロナ禍で、なかなか集っていただくことが難しい状況でありました。ポットラックパーティー、料理を作ったり、それから、サンフレッチェの応援に行っていたいたり、それから、吉田の一心祭りのほうにも御参加いただいたりと、いろいろ辛苦してコミュニティづくり、きっかけづくり、こういったものも進めてきておりましたけれども、なかなか前に進まない。それから、やはりサポーター的に核となる方々がちょっといていただけないということも懸念としてありましたので、このたびそういったところ、中心を担っていただく方1名ですね、これを採用いたしまして進めていきたい。

やはり先ほど課長が申しましたように、3割の方がベトナム人ということがございますので、まずはそこを受けて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

南澤委員。

○南 澤 委 員

ちょっと今の説明の中で、サポーター的に核となる方というのは、ちょっとそこがよく理解できなかったんで、もう少し違う表現で教えていただければと思うんですけど。

○石 飛 委 員 長

内藤部長。

○内藤市民部長

すみません。ちょっと言い方悪かったのかもしれないんですけども、こちらが今想定しておりますのは、ベトナム国籍の方のコミュニティづくり、それから相談窓口の対応、そして日本語教室などの生活のサポート、そういったものを担っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

山本優委員。

○山 本 優 委 員

今、いろいろ説明されましたが、多文化共生推進補助金で、去年は740万あったのが今年は606万7,000円、約130万ぐらい減額になつとるんですがね、今言われたようにいろんな活動する拠点としての施設なのに、

この130万弱の減額という根拠を説明してもらえますか。

○石 飛 委 員 長

内藤部長。

○内藤市民部長

この施設につきましては、3年間の指定管理でNPO法人安芸高田市国際交流協会のほうにて指定管理をいただいております。来年度、令和5年度が3年度の最終年度ということになります。令和3年度に全体の3年間の約束事、基本協定というのを締結しております。その中で3年間の指定管理料、一定の金額を契約させていただいておりますが、それを3分割して同金額で指定管理を出してるわけではなく、3年度、4年度、イニシャルコストがかかるということで、少し高めの設定となっております。ですので最終年、基本協定の残金額、こちらがこの金額ということで、決して減額ということではなく、当初の計画どおり進めているという状況であります。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに

山本数博委員。

○山本数博委員

どうも多文化共生の市民への人権啓発のことは、どうしても気になるんですね。啓発は甲田のほうでやると言われたんですが、やるんじゃないくて、甲田で企画してやるのは全市で、それぞれの施設でやっていくんだと、こういう考えですか。

○石 飛 委 員 長

内藤部長。

○内藤市民部長

委員御指摘のとおりです。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本数博委員

本庁に多文化共生推進課というのがあって、それがいつの間にか係に変わるとるんですけど、あそこの係が中心になって啓発の企画、出先の人を呼んで一緒に企画するんじゃないかというように思ってたんですが、本課は何もせんのですか。

○石 飛 委 員 長

内藤部長。

○内藤市民部長

課の編成のことでいきますと、令和3年度まで人権多文化共生推進課、これが令和4年度、本年度、環境とくつつきまして現在の社会環境課、そして係のほう、人権多文化共生推進係、こちらが本庁のほうに組織があります。当然総括はしてまいります。企画立案にもアドバイス等は行ってます。予算編成のほうもしかりです。

ただ、実働部隊として、人権福祉センターの推進員、これを中心に事業展開をしていく形、企画立案、そして実施ですね、併せてアンケート等を取りまして次の課題等々取ってテーマ設定、そういったものもやってまいりますので、共同して進めていく形となっております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本数博委員

人権啓発のほうは随分と後退するような気がするんですが、本課が中心になって出先の専門官と話をしながら、全市が同じように人権感覚が上がるように取り組んでもらうようなことを考えていただきたいと思います。

ます。

そういう意味で、ソフト面は後退するように思うんですが、ハード面で、来た人の、ベトナムの人が30%を占めるんだと。そのために指導員やら置くんじゃないというふうに言われました。ハード面は一生懸命だと思うんですが、その中心施設の多文化共生推進施設の指定管理料は606万7,000円でできるんじゃないという資料を提供して、我々に見せて、そこを説明していただきたいんですが。133万3,000円も減額して、本当に運営できるのかいというところがあるんですよ。

○石 飛 委 員 長 内藤部長。

○内藤市民部長 先ほど一つ前、山本優委員の御質疑に答弁させていただきましたけども、今回の606万7,000円につきましては、令和3年から令和5年までの3か年間の指定管理料、これを単年度ずつ、すみません、基本協定ということで一括して3年間分契約しておりますけども、その最終年度でありますので、残金額をこちらのほうで指定管理料とさせていただいております。

なお、この計画書につきましては、NPO法人安芸高田市国際交流協会のほうから出されております指定管理の申請書、これに基づくものでありまして、市のほうで減額したという事実はございません。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 3年前の年度当初で、これだけいただいたらできますと言うて出された金額を1年、2年消化して、残りがこうなったんで、私らの責任ではありませんというふうにしか聞こえんですが、それでいいですか。

○石 飛 委 員 長 内藤部長。

○内藤市民部長 私どもの責任ではないという言い方はしてないと思うんですけども、あくまでも指定管理者、そちらのほうからいただいた資料に基づき予算化をさせていただいております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 どうもよう分からんですが、金額はこれに決めたんじゃないいう、今、内藤部長が言われましたですね。その資料を見せてください。それなら納得するんで。ああそうかいいうて。今、私が言ったのは、最初に請け負われる方がこれだけで3年間いいですと言われたので、1年、2年消化して、残った分が今年度の予算になるんだというふうに説明されたように思ったんですが、それ言うたらみんな失笑しましたですね、今。これ何で笑われないけんのかな思った。だったらその資料を出してくださいよ。納得しますから。

(休憩動議の声あり)

○石 飛 委 員 長 休憩動議が出ましたので、ここで、換気のため、11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 先ほどの地域おこし協力隊のベトナム人国籍のためのサポートということで御説明があったんですけども、なぜベトナム国籍の方だけを対象にしてるのがちょっといまいよく分からなくて。今まで外国人の方のサポートは事業として取り組まれたと思うんですけども、その中で、いわゆる課題があってそこに対して人員が必要だからプラスするっていうのであれば、その人員プラスさせたもので全体を見るということも可能だと思うんです。それがなぜベトナム国籍だけのために1名入れられるのかというところをちょっと具体的に教えてください。

○石飛委員長 内藤部長。

○内藤市民部長 確かになぜベトナム人なのかということあるかと思います。

まず、我々安芸高田市は、当然社会環境課ですけども、こういったコミュニティをつくるというところのノウハウを持ち合わせていません。ですので、まずは、一番上、たくさんお住まいになっていただいているところ、こちらのほうのコミュニティづくりを推進し、その中でノウハウといったらちょっと語弊があるかもしれませんが、知見を蓄えたいと。併せて、ベトナム人の方々に地域おこし協力隊の方は注力いただきますけれども、併せて我々職員のほう、ほかにもタイの方ですとか、たくさん住んでいただくことありますので、この辺りへの事業展開にも参考にしたいというふうには考えております。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。

山根委員。

○山根委員 同じく地域おこし協力隊の配置事業についてですが、主要事業の概要のところの18番目人権啓発の推進になってます。ここで事業費が196万8,000円。大体地域おこし協力隊の配置事業については、これまでも2件ありましたけれども、これ私、事業費、どうしても足し算してもぴったりに合わないんですよ。ここのところ説明いただきたいと思います。

○石飛委員長 久光課長。

○久光社会環境課長 地域おこし協力隊に関わる経費なんですけど、実際の運用は10月からという形で、半年分の経費を計上させていただいていると思います。

以上です。

○石飛委員長 山根委員。

○山根委員 半年分であってもどこの項目であるか。それは決まっていますでしょう。だから、そこのところを言ってくだされば、足し算して、半年分、それができるんですけど、その項目自体が全く、活動助成金は18万ですし、

それプラスどこのところが関わるのかっていうところが知りたいんですが。

○石 飛 委 員 長 内藤部長。

○内藤市民部長 予算書の中で行きますと87ページ、人権推進事業費になりますけども、こちらの中には、先ほどからお話がございます多文化共生推進員や相談員、また、通訳翻訳員の会計年度任用職員、こちらの報酬等も含まれております。ですので、この中の報酬、それから職員手当、旅費ですね、ここへ地域おこし協力隊、このたび1名任用をしたいと考えております方の半年分、こちらを予算計上し、その合計額がこの説明資料6ページの合計196万8,000円という形でまとめております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山根委員。

○山 根 委 員 項目ごとに上げてくださって言ったらさらさらと言われたんですけども、会計年度任用職員の報酬ですか。それ以外にも、もっと個別具体的に項目ごとをちゃんと行っていただいて、後からでも計算して、ちゃんとできるような形で報告はできないですか。

○石 飛 委 員 長 沖田課長。

○沖田財政課長 具体的には、87ページの人権推進事業費の会計年度任用職員報酬、月額報酬と、その下、任用職員時間外手当と、続いて、職員手当等と、続きまして、旅費、消耗品、燃料費、通信運搬費、また役務費の手数料、続いて、自動車借上料、続きましてその下の有料駐車場使用料と、少し下がりまして研修会等参加負担金と、地域おこし協力隊員活動助成金、これらの数字を足したものが金額の合計となつてまして、それぞれ内数がございます、全ての金額を足したものではなくて、月額報酬で行けば、今、1,031万5,000円のうち幾ら幾らという形になっておりますので、単純に計算するとぴったり合わないんですけども、個別にはそのような予算組みのものを足したものが合計してございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山根委員。

○山 根 委 員 細かいところまでありがとうございます。今回、地域おこし協力隊配置事業として、5ページの地域の魅力づくり、そして、6ページの情報発信の充実、そして、今回私が聞いているものの3件が配置事業として上がっておりますけれども、大きいお金としては1,800万円近く、さらには、200万円前後のものが出てるわけですので、配置事業として特定して、協力隊員に力を入れていくっていうところについては分かりますが、もうちょっと彼らがこういうことをやってるっていうような目的が分かるような形でもっと予算が投じられてるかなと思ったんです。

○石 飛 委 員 長 山根議員、質疑は簡潔に分かりやすくお願いします。

○山 根 委 員 個別具体的な数値を後からまた計算します。ありがとうございます。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑ありますか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 111ページ、塵芥処理事業についてお伺いします。

今年度の決算のときに、この項目でリユース市を進めるというような説明があったかと思います。今回の施政方針の中では、リユースとして地域密着型フリーマーケットサイトを活用し、不用品の再利用を推進しますとあります。この辺りが塵芥処理事業なんだろうと思うんですけども、この辺りの予算とか、リユース市がインターネット上でのサイトになったかと思うんですけど、どのように展開していくのかという辺りのことを説明ください。

○石 飛 委 員 長 若狭課長補佐。

○若狭社会環境課課長補佐 リユース市ですが、令和4年度もリアルでのリユース市を検討しましたが、コロナ禍のためにいまだ結局できていないという状況です。そういった中で、ジモティーと共同して、ジモティーのプラットフォームを利用して、あげます、もらいますっていう、そういうものを使って、必要な人に、本来では不要できれいセンターに粗大ごみなどで捨てられるごみの量を減らしてリユース、再利用をしていただこうというのを考えております。

新年度におきましても、コロナ禍でもできるように、ジモティーをより活用しまして、安芸高田市が主体となって、安芸高田市が差上げる側という形で、ホームページといいますか、ジモティーのページに表示をして、それに対して、市民の方なりがそれ欲しいですということを連絡してもらって差上げるというような形、有償無償とかそういったものはまだ検討中ですが、そういった形でリユースを推進していく。あるいは、どうしてもそういったことが苦手という市民の方もおられますので、それと並行して今までもずっと検討しておりますリユース市自体も継続して検討していくという形で考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 概要については分かりました。それを行っていく上で、今、安芸高田市が主体となってというふうな説明があったかと思うんですけども、実際にサイトに登録したりするという作業が発生するかと思うんですが、そのための予算というのを今回計上されてるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 若狭課長補佐。

○若狭社会環境課課長補佐 サイトに上げる業務といたしましては、こういったものがありますよっていうのを、一つずつ例えば写真をつけるとか、説明をつけるという事務的な仕事が発生してきます。これにつきましては人件費の中でという形で、それプラスで経費がかかるということは、ジモティーの運用に関してはありませんので、予算計上としてはしておりません。

以上です。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 職員さんが対応するという理解でよろしいですか。

○石 飛 委 員 長 若狭課長補佐。

- 若狭社会環境課課長補佐 そのとおりです。
- 石 飛 委 員 長 田邊委員。
- 田 邊 委 員 先ほどの関連質問で、リユース市で、要は、全てもう無償という形で考えられる。例えば少しは金額つけるものはあるんですか。
- 石 飛 委 員 長 若狭課長補佐。
- 若狭社会環境課課長補佐 実際きれいセンターにごみとして搬入されているものには、かなり高価な、高額であろうというようなもの、まだ使えるものも搬入されてきます。そういったものについては、有償での頒布というのも考える必要があるかと思いますが、その場合、有償にすることによって事務的な対応が増えるというようなこともありますので、その辺のコストが上がるのか下がるのか、上がってもなおかつペイできる金額でお譲りするのか、そういったことも今後、個別にそういう商品についてちょっと検討してまいりたいと考えております。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 田邊委員。
- 田 邊 委 員 販売するかどうかはまだ確定してない段階での質問で申し訳ないんですけども、ジモティーで販売すると手数料というのはどのようになっているのでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 若狭課長補佐。
- 若狭社会環境課課長補佐 ほかのいろんなサイトもあるんですが、ジモティーについては手数料は発生いたしません。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんでしょうか。
- 山本数博委員。
- 山本数博委員 107ページの環境衛生に要する経費で12節の委託料、各種計画策定業務委託料、金額は168万4,000円ですが、各種いうのは何の計画を考えておられるんですか。
- 石 飛 委 員 長 藤本係長。
- 藤本社会環境課環境生活係長 省エネ法に係る定期報告、中間長期計画、あと管理標準の作成などを指しております。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 山本数博委員。
- 山本数博委員 分かりました。
- 次に、111ページ、塵芥処理に要する経費。うち18節の負担金補助及び交付金ですが、補助金の中のリサイクル推進補助金が前年度と比べて103万4,000円減額になっております。このリサイクル推進補助金103万4,000円減額した理由ですね。そこらを教えていただきたいんですが。
- 石 飛 委 員 長 若狭課長補佐。
- 若狭社会環境課課長補佐 これに関しましては、内容的には、古紙ですとかアルミ缶、スチール缶の回収をされている団体に対して補助するものです。団体数については、できるだけ新規を増やしたいというような啓発をしておりまして、

団体数については、ほぼ例年150団体前後で推移してるんですが、回収されるトン数については、だんだんと市民の方が減っている、あるいはリサイクルの機運が高まっているにもかかわらず、どうしても社会減といますか、入ってくるもの自体のトン数が減っているために、こちらの補助金も減らしているということで、単価を減らしたとかそういうわけではありません。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 このリサイクル推進補助金は、千代田のきれいセンターの負担金を市民の手で減額するために推進してきた事業じゃいうふうに理解しておるんですが、要するに出てこんようになったということは、面倒くさいけ、もうごみにして出したらええと、こういうふうな方向に流れよるんじゃないかというふうに判断するんですが、その辺の実態はどういうふうにとらまえておりますか。

○石 飛 委 員 長 若狭課長補佐。

○若狭社会環境課課長補佐 御指摘のとおり、前段につきましては、きれいセンターへの搬入量を減らすということでやっておりますが、今でも継続して同じ思いでやっております。

加えて、私ども、搬入量が減っているんですが、ただ、その分がきれいセンターに燃えないごみ、あるいは燃えるゴミなどとして搬入される量として全て入ってませんとはいえませんが。一部はおっしゃるとおり入っているんですが、ただそれが全て面倒くさいからきれいセンターに流れてるとか、そういった形で、リサイクルの意識が下がっていった結果、ごみ処理の補助金が減って、きれいセンターへの搬入量が増えてるというわけでは決してありません。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 ちょっと質問の仕方が悪かったかも分かりませんが、要するに、市民啓発のこれは補助だと思っただけですね。やればやるほどきれいセンターへの搬入が減ってくると。これを目的にしてやるべきじゃろう思うんですよ。それを、実績が下がってきとるんで補助金を下げたというのは、それはしょうがないにしても、じゃあそれをもう一遍反転攻勢をして、やる気はないんかいうところがあるんで質問させてもらったんですが、これで予算が通ったんで安心じゃなくて、これを増やすような、リサイクルの負担金を減らすような、きれいセンターの負担金を減らすような取組をなされるべきだと思うので、そこらのところもう一度考えを聞きます。

○石 飛 委 員 長 若狭課長補佐。

○若狭社会環境課課長補佐 団体自体が、先頭立って各地域で団体を運営されている方、あるいは構成されている地域の住民の方々が高齢になって、どうしても集めることが難しくなってきた、古紙などを地域の回収拠点に持っていくことが

難しくなったということで、そのためにこの回収の団体をやめるという団体があるのは事実です。そういったことを、山本委員さん御指摘で心配されてると思うんですが、そういった方につきましても、できる限り、例えば甲田町でしたら、公衛協の甲田支部がガラス瓶なども回収したりというような、パイロット的な事業をしておられますし、そういったことも含めて啓発をしていくことというのは、こちらの務めだと思いますので、その辺については今後とも啓発を継続してまいります。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑ありませんか。

秋田委員。

○秋 田 委 員 111ページの葬斎場運営費でございます。その中で、14節の工事請負費、整備修繕という説明を受けたんですが、少し内容について触れていただければと思うんです。

○石 飛 委 員 長 久光課長。

○久光社会環境課長 施設整備の内容ですけど、今年度もありましたように、火葬炉等の整備並びに制御関係の設備等の修繕、並びに付帯設備、これは集積ろとかバッテリーとかその辺の維持修繕、これはもう計画的に実施するという事で、それを計上させていただいております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 秋田委員。

○秋 田 委 員 内容的には分かりましたけども、この質問をさせていただいたのは去年の12月それから今年の1月、大雪で道路の入り口の融雪設備が壊れたとか、それから、業者に頼まれて駐車場の除雪ですか、職員も出られたということでしたけども、そういったことがあったということなんですが、そういった予算的なことは、今回は考えておられないということでしょうか。

○石 飛 委 員 長 内藤部長。

○内藤市民部長 あじさい聖苑の出入口、坂のスロープがございますが、そういったところ、これまで融雪用の電熱をかけておりました。今期、その電熱をやめまして融雪剤の散布に切り換えております。故障してるわけではなくて切り換えているという状況であります。本年、数年雪が降ってなかったところ、結構雪が何回も大きく降りまして、職員の方にも除雪について御苦労かけた部分もありますが、それについては今回このような形で進めましたので、次年度についても、融雪剤の散布で進めるということで考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児 玉 委 員 先ほど山根議員の質問にもあったんですが、青少年育成安芸高田市民会議助成金ですね、これはゼロですから項目が載ってないんですけども、ゼロになったのは、先ほど事業精査をして、それからイベントなんかで

すかね、効果がないというようなお話だったかと思うんですが、もう少し詳しくゼロになったところを説明いただきたいと思います。

○石 飛 委 員 長

久光課長。

○久光社会環境課長

青少年健全育成市民会議の活動内容につきましては、効果がないというよりは、事業精査をする中で、全市的にやっていくものについて事業を継続していこうというふうに考える中で、補助金には、各支部からの申請があがってきたものに対して補助金を出すというような流れになっておりましたが、全市でやっていく事業について、県の補助金を活用させてもらって今後は実施していきたいというふうに考えたわけです。

以上です。

○石 飛 委 員 長

児玉委員。

○児 玉 委 員

全市ということでしたけど、子どもたちが人権に関わる問題も発表してくれて、しかも多くの大人の方が集まって、非常に事業としては、定量的には難しいかもしれませんが、定性的には非常に効果があったんじゃないかと思ってるんですが、これは旧町でも、例えば向原なんかはやられておるわけですけども、こういったところの団体と、事業がコロナでできなかったですね、当分の間。そういったところで、今度コロナ開けて事業の計画をまた立てられるかもしれないというようなところで、団体とどういう相談をされたのか、そこのところちょっと説明してください。

○石 飛 委 員 長

久光課長。

○久光社会環境課長

各支部がありますので、各支部のほうに、まず今後の活動についてお諮りしました。その中で、向原等でも今年度もやられましたけど、青少年の意見を聞く会でありますとか、あとは立春式でありますとか、ただこれについては、学校行事というか、学校との関連が非常に強いというところもありまして、学校行事の中で、それを全町進めていただくような形で各支部にも了解をいただいております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

児玉委員。

○児 玉 委 員

地域と学校がつながった一つのこれあれですね、地域が助けてくれる活動をいろいろしておる。朝の挨拶運動なんかも市民会議なんかの皆さん手伝ってやっとなるわけですね。そうした中の一つの事業として発表会なんかもいろいろやられておる。こういうことをゼロにしていくと、当然ボランティアですから、ボランティアで慈善活動をやっていたいと思ったんですけども、コロナによって事業がどんどんできなくなる。それからさらにこういった補助金がなくなってくる。そうなくなると、非常につながりが薄くなるんじゃないかと思って危惧するんですが、そういったところ、地域と学校のつながり、僅か15万ですよ。それでも大体のところはほとんどがボランティアだろうと思うんですね、この予算を当てにするんじゃないくて。それでもゼロにすることによって、受ける側の意識っていうのは私はかなり変わられるんじゃないかと思うんです。

よ。行政というのは関与しないのかと、全く無関心なのかと。そういったところから考えられると、僅かなお金ですけども、団体と話をして、5年度っていうのは、6年度も、これからもですが、そこらの計画はしっかりと話を聞いて考えていく必要が、人権活動としても非常に効果が私にはあったと思ってるので、その辺の進め方が要るんじゃないかと思うんですがいかがですか。

○石 飛 委 員 長

内藤部長。

○内藤市民部長

この青少年育成安芸高田市民会議の活動ですけども、上部のほうに広島県で組織された同様の会議がございまして、その各市町団体の会議と、支部という形態で、さらに安芸高田市内に旧町単位で支部があるという状況です。

このたび、活動自体、これ自主財源のほうで運営をいただくという形で、本市からの税金というかお金のほう、予算化はゼロとさせていただきましたが、この各支部の安芸高田市市民会議の事務局、こちらのほうは市役所も事務局として参画を組織の中にさせていただいております。この中で計画、今おっしゃっていただいたようなところを大事にしながら、令和5年度以降の計画は立てていきたい、そのように考えております。

決して軽んじているわけではないということで、とても効果が、今回も向原並びに美土里のほうでもありましたけれども、伝統ある行事でありますので、そういったところの視点で進めていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

児玉委員。

○児 玉 委 員

非常に御答弁ありがたかったんですが、そういうことであれば5年度、これはゼロになりましたけど、県のほうにしっかりと、市のほうとしても応援していくと、団体が要望してくればという御答弁だったと理解しておいてよろしいでしょうか。

○石 飛 委 員 長

内藤部長。

○内藤市民部長

県の上部団体、当然全県を挙げての組織でありますので、本市の活動が、市からの公的なものはなくなりますけれども、市としての活動をししっかりと進めていかないと考えておりますので、その部分、先ほどと繰り返しになりますが、令和5年度に向けても事業を展開していく考えであります。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山 根 委 員

先ほど市としての財源的な支援はなくなると言われてるんですが、主要事業の概要の中で、ちょっと私が初めに聞こうと思ってたのが遅くなりましたけど、18番人権啓発の推進、人権啓発事業というものに26万3,000円割り振られてますよね。これは、多文化共生、男女共同参画や

マイノリティーなど、ダイバーシティ推進のため、市民、職員、事業所を対象とした啓発事業の実施とありますが、これ私がまた探しても数字が合わないんですよ。どれとどれとどれを足したら人権啓発事業費となるのか、26万3,000円になるのかをちょっとお示しいただけたらと思います。

○石 飛 委 員 長 沖田課長。

○沖田財政課長 87ページです。人権推進事業費の中の、まず謝礼金の15万円と、旅費ですけども、うちの金額になりますのでこちら11万3,000円、これを足しまして26万3,000円というふうに計上をしております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山根委員。

○山 根 委 員 これは謝礼費と旅費を挙げてらっしゃるということは、年に何回かそういう事業をやるというところで計画はされてるんだと思いますが、それが多文化共生か男女共同参画かマイノリティーかダイバーシティ推進か。または市民さんに向けて、職員に向けて、事業所に向けて、対象をどのように考え、何をやられるように計画されているのか。計画があればですけど、お伺いします。

○石 飛 委 員 長 久光課長。

○久光社会環境課長 設定するテーマについては、年度初めに計画していきたいというふうに思っております。今現在ではちょっとまだ計画はできておりません。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山根委員。

○山 根 委 員 目的とか対象は、一応は考えてらっしゃるのでしょうか。

○石 飛 委 員 長 久光課長。

○久光社会環境課長 中心には、職員研修等を実施するというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありますか。

山本数博委員。

○山本数博委員 同じく87ページの人権推進事業費になろうと思いますが、運動団体の補助金が削減になってます。この運動団体のほうも人権啓発にはいろいろ協力してもらってるように思いますけど、運動団体との協議は、啓発なんかに含めて、すんなり了解してもらわれとるのでしょうか。

○石 飛 委 員 長 久光課長。

○久光社会環境課長 運動団体との連携についてなんですけど、この間、昨年、去年の末から計5回の協議を重ねて、2月の終わりになりますけど、一応合意形成を図らせてもらってます。中で、補助金については、これまで人権問題の解決に向け、人権福祉協会と行政と協働して、運動団体の活動は行ってきたという経緯はありますが、人権尊重と福祉のまちづくりに向け、今後は人権福祉センターの活動に協力支援していくという方針転換をさせていただいております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって社会環境課に係る質疑を終了します。
これより市民部全体に係る質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、市民部の審査を終了します。

ここで説明員交代のため暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 1 1 時 5 1 分    休憩

午前 1 1 時 5 2 分    再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて再開します。

ここで13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 1 1 時 5 2 分    休憩

午後   1 時 0 0 分    再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて再開いたします。

ここで、福祉保健部の審査に入る前に、企画部政策企画課における認定こども園基本構想作成業務委託料に係る審査を再開します。

3月10日、執行部に対し資料の請求を求め、本日資料の提出がありました。

資料について説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 それでは、資料に基づき御説明をさせていただきます。

1ページ目。上から8行目でございますが、2021年4月、（仮称）吉田認定こども園選定済み候補地資料作成とあります。これは、令和3年度の4月に福祉保健部子育て支援課において用地を選定したものでございます。

それから、資料を作成し、協議に移るという形で進めておりましたが、この8月、吉田認定こども園候補地が浸水被害に遭いました。このことを受け、新たに候補地をまた選定をさせていただきました。2022年4月の吉田認定こども園新たな候補地の選定に伴う資料作成、要はR4年度から、企画部と一緒に新たな候補地の選定を始めたところでございます。

その後、市長、副市長の協議を重ね、候補地7か所の選定を行い、最終的には11月、市長のほうで記者発表させていただいたということになっております。

裏面をめくっていただきます。

裏面に、先ほどお伝えしました候補地7か所の用地を示しております。

それぞれ整備日数であったり、その他いろいろと協議をさせてもらいました。その中で、最終的に①田んぼアート公園予定地、一番左上ですけども、こちらの用地に決定をしたということでございます。

それぞれ課題等いろんなものがありました。吉田の現保育園の土地に建て替えるという手段も当初考えました。それは、急傾斜地崩壊工事が完了しても、まだ、よくイエローゾーンと言われます土砂災害警戒区域であるということなのでこちらも外しましたし、4番、中学校のところにつきましては、これは中学校がどこか新しい土地に移転されるというところを踏まえて、このことも考えたりしました。また、常友市有住宅も、こちらの土地を解体してこちらに造ることはできないか。現吉田保育園につきましては、非常に小さな狭隘な施設になるのでこれは難しいと。7番の運動公園周辺予定地につきましても、現有施設として活用されておりまして、こちらにすると一部の施設の機能を失ってしまう、グラウンド等を削ったりということがありましたので、基本的にはこちら外しました。

よって、市有地の中で、早期に施設整備ができる①の田んぼアート公園予定地を決定したということでございます。

次のページにおきましては、それぞれ今まで保育園を整備してまいりました。向原こぼと園の整備であったり、みどりの森とひまわり保育園の統合、さらに言えば、小田東、甲立、小原この3園、甲田町の保育園を閉園し、甲田いずみこども園が開設、また、公立の保育園におきましては保育所型認定こども園に移行さらに、現在、やちよ保育園が完成したところでございます。

選定の結果につきましては以上でございます。

○石 飛 委 員 長 以上で説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
田邊委員。

○田 邊 委 員 ちょっと資料の部分で確認をさせていただきたいんですけれども、1枚目の2021年4月の仮称の吉田認定こども園選定済み候補地資料作成で、私有地6か所とあります。その下に2022年8月の、仮称吉田認定こども園候補地7か所とあるんですけれども、8月の部分はこの裏のことだったんですけど、最初の2021年4月の私有地6か所というのは、2ページ目にある七つのうちに含まれてるんでしょうか。全く別のところということでしょうか。

○石 飛 委 員 長 答弁を求めます。
大田部長。

○大田福祉保健部長 この私有地、私有地6か所は全く別の場所でございます。
以上です。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 全く別の場所6か所のそれぞれが適さない理由というのはどのように

なりますでしょうか。どのように検討したのかという、そういった検討過程はあって候補地がないとおっしゃるのであれば話が先に進むのかなと思うんですけれども。

○石 飛 委 員 長

大田部長。

○大田福祉保健部長

こちらは該当する施設が、我々が、私有地なので、基本的には購入という形を考えていたところなので、公表のほうは控えさせていただきますが、先ほど南澤委員がおっしゃられた部分、この8月で5か所が被災しました。なので新たな場所の選定に取りかかりました。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

芦田委員。

○芦 田 委 員

令和4年度から、企画部と候補地を探してたということですけど、候補地は何平方メートル以上の土地を探されたのか伺います。

○石 飛 委 員 長

佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長

8,000平米以上を基準として候補地の選定を行っております。

○石 飛 委 員 長

もう一度。

○佐藤子育て支援課長

失礼いたしました。8,000平米を基準として候補地のほうを選定しております。

○石 飛 委 員 長

芦田委員。

○芦 田 委 員

8,000平米以上ということは、幼稚園、保育所2か所、それに付随する駐車場を含めて必要な平米数ということですか。

○石 飛 委 員 長

佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長

駐車場等全て含めまして8,000平米は必要であるということで選定しております。

○石 飛 委 員 長

南澤委員。

○南 澤 委 員

現状の吉田保育所、吉田幼稚園のことが書いてあるんですが、ここ合わせても7,000に満たないかなと思うんですけれども、この8,000を基準とした根拠というのはどういったところにあるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長

面積の根拠でございますが、乳児室、匍匐室等をそれぞれ定員に対して、これだけの平米が必要ですよというものがございます。それに人数を掛けたものと、駐車場であったり、活動ができるようなもの、畑などのことを考慮いたしまして、8,000平米以上という積算をしております。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児 玉 委 員

この吉田保育所と、それから、みつや保育所ですが指定管理出されますけども、公設の施設と見ていいですか。

○石 飛 委 員 長

佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長

公立の施設でございます。

○石 飛 委 員 長

児玉委員。

○児 玉 委 員

そうすると今回の認定こども園基本構想ですが、これも公設の建物を

造られると、公設で運営していくということで考えておいてよろしいんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 運営自体は、これは民間運営ということの基本としております。公設がいいのか民設のほうがいいのか、ここについてはいろいろな角度から少し検証が必要ということもありますので、そこも含めてこれから構想段階で比較できるようなものを整備していきたいと思っております。

○石 飛 委 員 長 児玉委員。

○児 玉 委 員 少なくとも2ページ目の資料にある向原とか甲立とか、そこらも当初の議論は、公設か民営かで民営がいいだろうと。これは国や県からの補助金があつて、運営コストが下がるという説明だったかと思うんですね。そうすると、過去の事例からいうと、民設民営はコスト的に安く済むので、そちらの方向ということで理解しておったんですが、それは違う、また新たな考えということですか。

○石 飛 委 員 長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 基本的には、今、委員さんがおっしゃったような費用の面であるとか、運営コスト、そういったところで民設民営のほうが安くいくだろうということとはございます。

ただ、市としてどういった、公園と一体型ということがありますので、その保育園、認定こども園のコンセプト、これをはっきりしていく必要がある。そうした場合に、全てを民設民営でやったときに、そのコンセプトというのがどこまで保てるかということも少し問題としてございます。あくまでも公園と一体型というところがあるので、少しそこら辺も検討をしてみたいと思っております。

○石 飛 委 員 長 児玉委員。

○児 玉 委 員 そうすると、基本構想は、今回執行部のほうで立てられるということですけども、従来の民設民営のところは、民間の業者がやはりそれぞれの思いを持たれて構想立てられておるんですね。そうすると今回もそういうことであれば、事前の民間のところを決めて、一緒に構想立案していくっていうのが、多分ストーリー的にはスムーズなんかじゃないかと思うんですが、どうして行政だけが先走りで作られるんです。そこが理解できないのでちょっと説明いただけますか。

○石 飛 委 員 長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 今の部分ですけども、公園の部分について、やはりこれは行政のほうで造っていくところが基本になってくると思います。民設の場合に、そういった公園も含めて、どういうふうな考え方で、行政がこういうふうな公園が欲しい、企画部のほうでもアンケート等を取ったりして、あつて欲しい公園の姿というものがありますけども、そういったものがどこまで、そこで構想を共有できるかというところがありますので、まずは行政のほうでしっかりとした公園と一体型というところの、こういう形なんですよという構想を立てて、それに同じように賛同していただ

ける事業者、運営者、どこまでそれが許容できるかというところも含めて、その後協議をしっかりとしていきたいというふうに考えております。

○石 飛 委 員 長 児玉委員。

○児 玉 委 員 そうするとかえって二重手間のような気がどうしてもするんですが。本来であれば、民民でやる、いわゆる運営は民間に任すということであれば民間業者を先に決めて、併せてそういう条件の下で構想と一緒に練っていくというスタイルがスムーズじゃないかと思うんですが、これは当然繰り返しになるでしょうから聞きませんけども、もう一つ、今の田んぼアート公園ですが、これは補助金が入ってますから実際に事業をやらなきゃいけないんでしょうけども、期限が、大体いつまでにやらなきゃいけませんよというその期限があるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 田んぼアート公園につきましては、基本的に造成の部分については、当時の企業版ふるさと納税のお金を活用させていただいたことと、あと過疎債を主に充てております。それで一応敷地造成という事業については完了しているということでもありますので、それ以降に上物についていつまでに立てなければならぬということとはございません。

ただ、もともと農地だったところを、農振の除外をしてそういった造成をしておりますので、しっかりとした計画を持って、こうするんですよということを県のほうにも示していく必要があるということがございます。これも特に期限はありませんが、速やかにということでございますので、できるだけ早くそういった構想をまとめて示せるようにしたいというふうに考えてます。

○石 飛 委 員 長 児玉委員。

○児 玉 委 員 それでしたらなおさらもう少しその辺は慎重にやられても、先日の説明でもまだあそこが危険地だという御説明ありましたけども、これは保育所だけじゃない、そのほかの施設もあそこあるわけですから、そういった条件的にいうと、今の県のほうにまだ余裕があるのなら、もう少し今までやられてた民設民営のやり方ですね、スケジュール的に。そこらをしっかりと詰めていかれるほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺はもう変更のお考えはありませんか。

○石 飛 委 員 長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 現在の場所について、やはりその危険性が高いところを、できるだけ速やかに安全な場所へということが思っておりますので、それが基本になります。その期間が長ければ長いほど安全でない場所で保育を行うということが長くなってしまいますので、できるだけ、今の田んぼアート公園でしたら、そういった災害リスクも非常に少ないということから、そちらへの移動をしっかりと検討していきたい。できるだけ早くということに構想を今回上げさせていただいております。

○石 飛 委 員 長 児玉委員。

○児 玉 委 員 そうすると例えばこの基本構想をつくられると、それから次に民間は

決まりますよと。民間は民間の思いがあると。そうするとまたそこでつくり変えると。以前だと民間事業者が構想図をつくられたと思うんですね。そうすると、今度はまた行政と民間とで、民間のやり方が、こういう運営があるからこういう構想でやりたいと、また構想図をつくられるということで理解しておいてよろしいでしょうか。

○石 飛 委 員 長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 基本構想の段階でどこまで具体的な絵が描けるかということはあろうかと思います。あまり民間がもし入られてそこでやられる場合に、機能であるとか、そういったところについてはしっかりとコンセプトは求めています。例えば図面、そういったところで、こういうもの、こういう形のものを造ってくださいとか、そこはどこまでがいえるだろうかということもありますので、しっかりとコンセプトが表現できるような、そういった計画、構想というものをまずはつくっていきたいと思っております。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 前回も申し上げたんですけど、今後のスケジュール感というのは、いろいろスピード感を持ってやる部分、そして今もいろいろ御意見あったように、いろんなところの調整、民営も含めてありますけども、この辺を、例えば新年度の予算が通った後、その辺の調整を含めたスケジュール感を段階に応じて出していただくということになる可能性はあるんですが、新年度になっての動きというのは、どのような形が描けるのか改めて確認をしたいんですが、いかがでしょうか。

○石 飛 委 員 長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 スケジュールでございますが、まず、基本構想を作成する委託業者の選定を行って、具体的な作業に入ってまいります。その構想を作成することと、その後、今度は事業者をどういうふうにしていくかということがありますので、公募をかけるのか、それから地元の運営者もいらっしゃると思いますので、そういったところの意見聴取をしっかりとしていく。事業者の選定のところまで、来年度いっぱいではあるかどうかということも、ちょっとそこもはっきりと、基本構想の段階でコンサルの示す事業スケジュール等とも調整を図っていきたいと思います。その後、運営事業者の選定が終わりました後に、基本設計、実施設計そういったところ、それから建築工事、開園準備、開園そういう流れになろうかと思っております。

さきにもちょっと御説明させていただきましたけども、令和8年4月の開園を目指してということで御案内をしておりますけども、そういったスケジュール感からすれば、少しそれが今きつきつであるのかなということで、開業自体は少し先に延びる可能性がございます。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 基本的には前回と同じようなお答えだと思うんですが、今回の予算というのは基本構想策定のための予算ですね。そうすると、それが最短

でやってどのくらいでできるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

猪掛部長。

○猪掛企画部長

コンサルタント業者とのまたこれも協議になろうかと思えますけども、半年は十分かかるんだらうというふうに予想はしております。

○石 飛 委 員 長

熊高委員。

○熊 高 委 員

そのくらいだったら、4月から10月ぐらいですか、秋ぐらいになるということでしょうから、コンサルへこの基本構想を発注する形態というのは、通常の形態を考えておるんですか。

○石 飛 委 員 長

猪掛部長。

○猪掛企画部長

通常の形態でございます。

○石 飛 委 員 長

熊高委員。

○熊 高 委 員

スケジュール感のことで、こないだと同じようなことになるか分かりませんが、10月ぐらいにそれができてから、先ほどいろいろ御意見もあったような民間との調整も含めて、あるいは地域の皆さん、あるいは保護者の皆さんとか、いろんな関係者が出てきますよね。そこらを基本構想ができたなら随時広げていくという考えでよろしいですか。

○石 飛 委 員 長

猪掛部長。

○猪掛企画部長

はい、そのように考えております。

○石 飛 委 員 長

金行委員。

○金 行 委 員

今、熊高委員のと重複するかも分かりませんが、市長が答弁されたように、とにかく基本構想ができなくては進めれないということも言っておられましたが、ある程度、今までのとこで、何かの地域にしても、また、田んぼ跡地にこういう計画があるんだいう、打診言うんですか、そういうことは1回もされてないんか、それとも、元の地主さんとか、田んぼ構造でスタートしているもんですから、そういうことは、ある程度地ならしですか、そういうところはやっておられるか、1点お聞きします。

○石 飛 委 員 長

猪掛部長。

○猪掛企画部長

昨年11月のプレス発表をする段階で、田んぼアート公園跡地の地権者の方々、それからその周辺の近隣の方々には、今後、認定こども園の建設という整備というものも含めてこの公園のことを考えたいので、一応そのことを事前にお伝えしますということで歩いております。地元の方々、その時の雰囲気は、それはいいことだということでおおむね受け入れていただいたのかなと。まずそれを具体的には今からやっていくわけですけども、その時点ではそういうふうな感触を得ております。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑ありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

スケジュールではなくて候補地選定のことでお聞きします。

先ほどの説明で、最初に予定してた候補地、6か所が、5か所が被災してもう一度やり直してこの7か所出したということで、それがこの2枚目の資料だと思うんですけども、やはりもともと1学校区で一つの保育所という考え方の下進められたんだらうというのも分かるんですけど

も、その中に旧田んぼアート公園予定地が1個だけ入ってるっていうふうに思われるんですけども。要するに、学校区の枠をとっぱらって、ちょっと広げて考えないといけないってなったときに、予定地が1か所だけしかないっていうのは非常に不自然に感じるんですが、ほかにも学校区を広げた場合で考えたときには、ほかの候補地ってなかったんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 大田部長。

○大田福祉保健部長 1学校区、先ほどの1園というか、この関係は、基本的には当初のこの計画の中で原則という形でうたわれています。実を言いますと、福祉保健部のほうでは、買収をしていくっていう想定を当初考えておりました。それにつきましては、土地の購入費であったり、時間がかかったりっていうこともあって、新たな、R4年度からは、どちらかというと、本市が持っている空地ですね、そこをまず検討していこうという中で、先ほどの被災があった後に、田んぼ公園予定地こども含めて検討してはどうかという指示を受けて、こちらの中に含めたということでございます。

○石 飛 委 員 長 田邊委員。

○田 邊 委 員 要は、考え方というか方針そのものを変えたということで、その変えた中でも、やはり候補地がこの旧田んぼアート公園予定地しかなかったということですか。

○石 飛 委 員 長 大田部長。

○大田福祉保健部長 先ほどもお伝えしましたが、現有地、先ほどうたいましたけども、運動公園だったり、今機能しているものも使えないか、その辺も含めて検討した結果でございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員 今の予定地選定は聞かしてもらったんですが、この予定地でしたらね、可愛になるわけですが、吉田町全体の保育に関わる施設になるんじゃないか思うんですね。入江のほうの保育園、それで可愛のほうの保育園、それらも位置的には関わってくるんですが、それはないんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 大田部長。

○大田福祉保健部長 山本委員おっしゃるとおり、吉田全体の含めた保育園の運営という形になってよかったと思います。これは、今現在のマスタープランであったり、いろんなものをつくっておりますけども、実際に、御存じのように、保育する子どもたちは随分減ってきております。将来的にどういう形になっていくのかっていうのを検討しながら、当然現保育事業を支えていただいている事業者の皆様とも協議をしていくつもりでございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 ということになると、吉田町の住民の人全体が関わるような移設計画になると思うんですね。そうすると、この基本構想ができ上がって、そこ

への必要性というのを、吉田町全体にわたって住民の合意を求めるような説明会ですか、そういうことをやられますか。

この基本構想をつくったら、運営者を決めていくような話をされとったんですが、その前に、吉田町の保育の在り方というものを、市民の理解を得ないけんと思うんですよね。その市民の理解を得るために、この構想をつくるように、今、答弁がありよった思うんですが、運営者を決めてから市民の理解を求めるというのは難しいんじゃないか思うんですよ。その辺のスケジュールというのは見えてこなかったんですが、今の説明の中で。市民への合意をどういうふうに求めていくんかということですね、それを質問します。

○石 飛 委 員 長 米村副市長。

○米 村 副 市 長 これを業者に委託して構想を練る段階で、時期的にかなり構想決まった時点ぐらいになるかと思いますが、ニーズ調査、市民の方にパブコメで意見を聞くとか、ミートアップを活用して意見を集めるということはする予定にしております。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 今副市長が言われた市民への説明というのは、パブコメとか言われましたけど、その効果というのは確かにあるんでしょうか。パブコメの効果があるんかということ聞きよるんです。

○石 飛 委 員 長 米村副市長。

○米 村 副 市 長 当然効果があるので、今、つくっておりますマスタープラン、それから公共交通の計画、そこらでも活用しておりますし、全国どこでもパブコメをしております。それ意味がなかったら多分しないと思います。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 効果がないけ問いよるんですよ。今の吉田町の保育の在り方いうことを市は今からやろうとしてるんですね。今の郡山の下の3保育園の話だけじゃないいうことを部長が今言いましたね。吉田町に当たるんじゃないかと。そうしたら吉田町の保育の在り方をパブコメで十分要を果たすいう副市長の考えが私は理解できんのです。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 パブコメに意味がないなどと軽率なことをおっしゃらないでください。常識に反してます。議員としてどうなんだと資質が問われますよその発言は。できれば委員長注意してください。議会としてまずいと思います。パブコメの効果を否定する議会って存在するんですか。まずこれが1点。(委員長、注意してください、答弁にならん。の声あり)

○石 丸 市 長 今説明してます、黙って聞いてください。

順番に行きます。

現状、安芸高田市、吉田に限らずです。市民にとって一番よい形を提供しなければなりません。こども園に限らずです。ありとあらゆるものがそうってます。まだ分かってない方はいい加減理解してください。その上で、学校区という言葉がありましたが、あれは原則小学校区内に

一つを基本とするとなってます。その下にただし書きのように書いてあるんですが、旧町を超えては統合しないとあるんですね。なのでそこが肝です。物理的に考えて、旧町を超えての幼稚園、保育所の統合というのは無理だろうと。なのでそれはやめましょうというのがそこに書いてあります。それが基本の考え方です。

その上で、吉田町という中において、この吉田地域ですね、この周辺ですけれども、この中では候補地が見当たらなかったと。枠を広げて、今策定中の都市マスにも関連するんですが、ちょっと広げたところに田んぼアート公園の予定地があったと。これが広さも満たしてると、ほかの要件も満たしていると、なのでまずはここを定めました。

そこからですよ議論は。民設民営なのか公設民営なのか、財政負担が低いのは前者のほうですけども、市としてこれは将来への投資なので、投資効果が十分見込めるならば公設もあり得ます。どういうことかという、民設にすれば、民間事業者任せれば、民間事業者の制約の中でしか投資が行えません。ここまで理解されてますか、分かります。現状の民間事業者の体力でしか投資ができないという意味なんです。それが市にとって最善の選択肢になるかどうか正直分かりません。なので、民設か公設か。それらも含めて、市としてこういうこども園を将来に残すべきだという話をしたい、するべきだと思います。そのために、基本構想を市が持つ必要がある。それは、市の職員は、基本的にはプロではありませんので、コンサルという言葉が出たんですが、コンサルに業務を頼んでそこで一緒に形を整えようと。その先に事業者の意向を、その過程になるかと思うんですが、事業者の話も聞いてくと、パブコメもその中でやると。大体こういうものを市としてつくろうと思うんでしょうかと固まってから、私は市民に最終的に理解を求めていくべきだろうと思います。そうでなければいいか悪いかすら分からんと思いますよ。青写真が存在しない状態で、何となくのこども園をつくろうと思うんですけどどう思いますかって聞いても、判断しようがないと思います。

なので、一つずつ、児玉委員は二度手間というふうな表現を使われたんですが、私は2度はないと思います。途中経過だと思います。幾つも発生する工程の途中までをまず進めて、その途中段階において市民の意向をしっかりと酌み取る、確認をする。後半戦続けていくのか、続けられないのか、修正するのかですね、これらを判断するのが、もしかすると遅いように感じられるかもしれないんですが、私はこれは慎重かつ丁寧な対応であろうと、そのように認識をしています。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

今、市長が答弁されたんですが、最後の慎重かつ丁寧にというところが、今、質問の中で分かったのは、吉田町の保育所の在り方も出てきた。市長が今まで言われとったのは、みつや保育園を可愛のほうに移設するんじゃないかを言われとった。吉田町の入江の保育園までは、統合の話はなかったですね。その辺のところも、もう保育の在り方から違って

きとるんで、やっぱり丁寧な説明というのは、市民へ前もって話をして、この構想計画入るべきじゃないかいうように思いますけど。もうそこは十分市民へ浸透しとるということですか。そこをちょっと説明してください。

○石 飛 委 員 長 大田部長。

○大田福祉保健部長 今、議論しているのは、吉田の保育園、みつや保育所、吉田幼稚園、この3園を統合することで進めています。私は、入江の保育園、可愛の保育園を統合するとは一言も申し上げておりません。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 先ほど私が質問しましたじゃないですか、可愛に行くということは、入江も可愛のところの保育園もあると。そうすると吉田町全体の保育所の在り方に関わるんじゃないんですかという質問に、そうなってきますというのは部長の答弁だと思いますよ。今またそれを変えるんですか。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 勝手に発言をつくり出さないでください。つなぎ合わせないでください。そのようなことは言ってません。

最終的にどうなるかは分かりません。なぜならば民間事業者はそれぞれの意向があるからです。当然関係者、当事者でいらっしゃいますが、そうした方々の意向を伺うためにも、市のまずコンセプトを見せる必要があると思います。じゃないと、統合する予定こっちゃないですよ、ないんですが、それらの方々が将来どのようにしたいのかっていう意見を伺うことも難しいと思うんですよ。

なので、まず市としてはこちらの3園の統合を進める、これを段階を踏んでやっていくとさっきから説明をしています。その途中の段階で、民間事業者のそれぞれの反応があると思います。なのでそれをその時に聞くと言ってるじゃないですか。それはよそを勝手に統合しようなどという市の方針になっているわけがないので、話をつくらないでください。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 先ほどの市長の説明の中で、旧町単位で統合を前提とするというような話があったかと思うんですけど、それは、ここに書いてある保育所規模適正化推進計画ですね、ここにあるのは、児童数が少ない施設であることを基本的な要件とし、かつ、合併前の旧町単位での統廃合を前提に選定しますとあると思うんですけども、児童数が少ない施設であることを基本的な要件としに、吉田、今回の3園該当してるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 論点を整理をして説明してるので、もう一度御確認をお願いします。この3園については、もう古いと、危ないと、なので移す。これが議論の出発点です。私が今申し上げたのは、その計画の中には、旧町を超えないというふうに書いてあると。そこに合理性は何かといえば物理的な限界だと思います。その意味で指摘をしたまでです。

○石飛委員長 南澤委員。

○南澤委員 物理的な限界という話は理解できるんですけども、保育所の児童数でいえば、安芸高田市で一番多い人数のところに、今、吉田の保育所だったり幼稚園だったりがあるかと思うんですけども、近くに小学校があって、保育園の送り迎え、ついでというか兄弟がいれば児童クラブの送り迎えがあって、そこを1回で済む、そういう利便性、ここの候補地のほうにも書いてありますけれども、そういった利便性も含めて1小学校区1保育所という原則があるんだと思うんですけども、この辺りはどのようにお考えでしょうか。利便性はかなり悪くなるし、多くの人に影響があると思うんですけども。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 先ほどの説明の前段思い出していただきたいんですけど、私が学校区云々と申し上げたのは、これは候補地をどこを選ぶのかという質疑に対してです。どういう意味かという、吉田の向こう側に甲田がありますね。甲田がなぜ対象にならなかったのかと皆さんがお考えになったんじゃないかなと思ってそのようにお話をしました。もはやはなからそれが想定されてないというのであれば私の説明不要だったんですが、全市的には候補地が探せないという意味で私は先ほど申し上げました。よろしいですか。学校、小学校くらいですか、旧町の中に小学校とこども園相当のものは必ずしも併設はされてないと思います。

○石飛委員長 南澤委員。

○南澤委員 それは、かつて学校があったところ、あるいはその近くに児童クラブが残っていて、迎えに行くということを考えたときには、児童クラブまで迎えに行けばいいので、それ市民の利便性が保たれる話だと思うんですけども。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 部長も説明しましたし、私も先週来から言ってるんですけどもう一度お伝えしますね。近くに適当な、適当なというのはふさわしいという意味ですよ、候補地がないと事実を確認しました。なので次善の策として離れた場所を選びました。これが全てです。近くにいい場所があれば当然そっちを選びます。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本数博委員 基本構想の使い方は市長随分説明されたんですが、基本構想をつくって、市からすればあそこに移転ありきだろうと思うんですよね。でき上がったものを持っていこうとしたら、具体的に言うたら、保育園が目の前にあったりしますよね。その辺の調整はでき上がってからされるいう考えでしょうか。保護者についても、でき上がってから説明する言われたんですけど、経営の問題というのがあるので、その辺の話をそこからじゃいいうことですか。

○石飛委員長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 先ほど説明させていただいたとおり、まず市としてのコンセプトをし

っかりした上で、事業者等とは調整をしていきたいと考えております。

○石 飛 委 員 長

南澤委員。

○南 澤 委 員

今回の基本構想作成業務なんですけれども、委託料なのでコンサルに対する委託料なんだと思うんですけれども、成果物といったものはどういったものを想定されてますでしょうか。

○石 飛 委 員 長

高下課長。

○高下政策企画課長

まずはその住民の方、それから事業者の方に説明できるような、例えば、こういうふうなイメージの保育所であるとか、こういうコンセプトに基づいたというふうな、そういう市の考え方を説明するための整理されたものというふうなことになります。

それから、先ほども説明ありましたように、建設をする場合に、この手法が適当であろうということまで分析ができれば、そういったことも併せて説明したものになろうと思います。

以上です。

○石 飛 委 員 長

南澤委員。

○南 澤 委 員

予定地のほうの説明で8,000平米が候補地だということだったんですけれども、この資料見ますと田んぼアート予定地9,000平米とあります。公園併設型ということなんですけれども、この面積で大丈夫なんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長

この面積で大丈夫と考えております。

○石 飛 委 員 長

南澤委員。

○南 澤 委 員

従前、田んぼアートの予定地をどのように活用していくかと、公園として整備していく中で、アンケートを取ってらっしゃるかと思うんですけれども、そういったアンケートの要望にも十分応えられるという認識でよろしいでしょうか。

○石 飛 委 員 長

猪掛部長。

○猪掛企画部長

はい、そのように考えております。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑ありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

すみません。ちょっと整理ができてないので申し訳ないんですけれども、そもそもは基本構想はコンセプトをつくるものであって、それをもって市民や事業者へ説明できるものということがあったんですけれども、先ほど話の中で、児玉委員から質疑の中で民設か公設かとか、その業者に対してはまだ決まってないというお話でしたし、説明資料の11月のときに、旧田んぼアート公園予定地の記者会見のときに、地主や周辺地域に話をしに行ったというお話もありました。

となると、この基本構想といいますかコンセプトが要るのかどうかという部分が、どういったものができるかという、いわゆる事業者に対して、民設か公設か分からないので、前もって説明をするという考えがないというふうに捉えたんですけれども、それだけの説明をするためにこ

の基本構想をつくらないといけない。地元や周辺地域に話をしに行ったということであれば、説明をするために基本構想が要るんだっていうところの説明がちょっと矛盾してるようにも聞こえますし、そこら辺をもうちちょっと詳しく教えていただきたいんですけども。

○石 飛 委 員 長 多分この完成品ですよ。その完成品を利用するのが、公設か民営かとか、市民への説明ということを言われたけど、事前に地元と地権者には説明してるということであれば、言うてみれば、現在の保育所運営の事業主、また園舎の活用、それも含めて候補地に入れていくとか、そういう考えなかったとかということですよ。

ごめんなさい。もう一度。

○田 邊 委 員 僕の言い方がすみません、悪かったんですけど、そもそも説明をするためにこの基本構想をつくるんだというのが前回からの説明だったと思うんですけども、今の話を聞いてると地主や周辺地域には話をした、要するに基本構想がなくても話は進めてるわけですよ。また、公設か民設かはまだ決定してなくて、事業者に対しては、先ほど児玉委員の中で一緒に話をするとかいうことはしないという話だったんなら、じゃあ事業者に対して説明資料って要らないんじゃないんですかっていうふうに思うんですけども、その整合性がちょっと分からなくて、そこを教えていただきたいんですけども。

○石 飛 委 員 長 米村副市長。

○米 村 副 市 長 先ほど企画部長が、市長の記者発表の前に説明にしに行ったというときに私も行きました。それは、中身的には、詳しい内容まではまだ決まってるんですけど、ぱっと新聞とか出たりしたら、なかなか地元のいろいろ戸惑いもあるので、田んぼアート跡地に今の3園を統合した、認定こども園を建てるというので、詳しいのが決まったら、後日、逐次、説明に伺いますということで、先ほど企画部長が言いましたように、それはなかなかいいことだというような意見があったという部分で、詳しい、民設民営するとか、そういった部分の詳しい説明はまだ行ってません。

○石 飛 委 員 長 さっきの田邊委員の。

○田 邊 委 員 そこは事業者に向けてはというところで。

○石 飛 委 員 長 そう。事業者へ向けてっていうところからね。

○米 村 副 市 長 事業者のほうに対しては、福祉保健部長のほうから、あそこに関係ある地元の保育所等の事業者にはこういう形で進めていくというのは説明はしております。そこで特段全く反対とかいうようなことは出ておりません。

だから、先ほど言われたのは、田邊委員は、そこでもう説明済んでおるのであればこの構想は要らんのじゃないかということなんですけど、あくまでも地元とか関連の事業者に話をしとるというのは、まずその土地で始めますと、詳しい話についてあと調整はまたいろいろさせていただきますというのを説明して、特段大きな反対というのはなかったということです。

○石飛委員長 田邊委員。

○田邊委員 前回の説明の中で、今までもそういった基本構想はつくられていないという中で、今回市長の答弁の中では、公園と一体型ということなので必要だということだったと思うんですけども、現時点そういう形で話が進んで反対がないんだったら、なおさら要らないんじゃないかって思うんですけど。そこで反対があるようだったらもっと詳しくこういうことですよってということだと思んですけど、それで話が順調に進むのであれば、例えば中学の統合であればそういった、いわゆる基本構想といいますか、具体的なものが決まってない中で住民との意見を聞いたりしてる中で、じゃあ今回もそれでできるんじゃないかと思ってしまうんですけども、そこが、すみませんお願いします。

○石飛委員長 米村副市長。

○米村副市長 この基本構想には、誰を対象にしてつくつとるかというのがあるんですけど、地元の住民の方、当然、議会、議員等にも説明をするんですけど、あと今度新しく民設民営になるのか公設民営になるかというのはまだ検討中ですけど、最終的には運営のほうは、先ほど市長からもありましたように、基本的には民間で指定管理に出すとか、甲田とか向原のように全てを任すとかいうこともありますので、そこに対して公募をかける、その公募をかけるためのコンセプトが要するというので今回、予算をつけていただくように上程しております。

さらに、先ほど言いましたように、公設になると思うんですけど、公園と、さらに保育所、こういった一体型になったのは全国的にも余り例がないというのは御存じだと思うんですけど、あと、造るのであればより子どもが過ごしやすい園の形にするということで、先ほど市長も言いましたけど、私ども職員ではなかなか発想とか前例とかがまだ把握しておりませんので、そのためにもコンサルを入れて、そこらのぶんの構想をしっかりとつくって、要は、全国からでもこちらのほうに、移住してでもこの園に子どもを通わせたいとか、そういったものができるように、最高の園を構想したいというので今回提案させていただいてます。

○石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 委員長にお願いですけども、議事進行という視点で、質疑と答弁とやり取りを聞いて、同じことの繰り返しになってるように私は見受けるんですよ。詳しく大事なことから聞くというのはいいんですけども、一度答えたことがまた同じように答弁せないけんというようなやり取りになつとるんで、私が委員長にお願いしたいのは、議事の中身を整理をして、もう一度執行部が言ったこと、あるいは質問に対して執行部が答えたこと、これを整理整頓するべきじゃないかなと思うんですよ。それぞれが、議員として受けとめ方がそれぞれ違ってきた部分が多いんですね。それは、それぞれ違ってくるのは当然なんですけども、執行部が答弁したことに対しての受けとめ方がこんだけ差が出てくるともう議論になら

んのじゃないかなって私は思うんですよ。例えば、田んぼアートなんかでもいろいろ議論ありましたけども、特別委員会をつくって調査をしたりということもありましたし、いろんな形を議会としてどう整理するかということも含めて、委員長に議事整理としてお願いしたいと。この議論をずっと続けるのかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○石 飛 委 員 長 議事進行役をしてます委員長としまして、皆さんの質疑を全て受けたいと思っております。ただし、委員さんの皆さんも重複した質疑はしないようによろしくをお願いしたいと思います。重複した質疑があった場合には、そこで、私のほうから重複してますよということを、また執行部のほうも再度答えたということも答弁をいただければ十分かと思えます。それでよろしいでしょうか。

○熊 高 委 員 はい。よろしくお願いします。

○石 飛 委 員 長 ここで1時間がたちましたので、コロナの換気の関係で、14時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時01分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
質疑はありませんか。
田邊委員。

○田 邊 委 員 先ほどの児玉委員の質問に関連するんですけども、いわゆる民営なりする中で、事業者さんに話を先に決めてという話があったと思うんですが、今回基本法構想をつくって、そこで事業者に対してという御答弁今までであったと思います。ではなくて、例えばあその場所で公園と一体型のこども園をつくるというのがそもそもの条件として、事業者側に基本構想を考えてもらうという、例えばコンペをするみたいな、そういったお考えはなかったんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 公園と一体型というところで、そのことについて全く考えなかったわけではありません。ただ、公園部分というのは、どうしても民間事業者からすると採算の取れる場所でないというか、そういうスペースでありませんので、なかなかそこまで求めるのは難しいだろうということで、まずは、市のほうで、公のほうでその部分についてしっかりコンセプトを固めた上で、先ほど少しイメージのところ、成果品のところ説明がありましたけども、例えば道の駅あきたかた、これを造る最初の段階で、ある程度今のそこにあった産直市を拠点として、そこをこういうふうにしていくんですよというようなイメージの図であったり、道の駅に持たせる機能のところ、そういったものをまとめた基本構想というものをつくっております。そういうようなもので、なおかつ今で言いますと、

敷地の面積というかその形がありますが、その中に建物の配置であるとか、公園であるとか、そういったものがどういうふうな並びでできるか、そういう見せるものというイメージというものも併せて整備をしていきたいというふうに今考えております。

○石飛委員長 山本優委員。

○山本優委員 先ほどからいろいろ同じようなお話になっておるんですが、基本的に認定こども園を造るのに8,000平米と言われましたよね、必要な面積が。田んぼアート跡地は9,000平米ですよ。公園と並立させる、公園の機能もつくるというたら公園の面積が何ぼになるんですか。公園としての機能ができますかね。全部公園にして中に認定こども園つくるような考えじゃないでしょう。別々でしょう、公園とこども園は。だったら公園としての、さっきも言いましたが、機能としてどれだけの面積が必要なのかという。

○石飛委員長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 先ほど子育て支援課のほうからありました8,000平米というのが基準でございますが、これは園を単体としてつくる場合に、そのぐらいの面積があれば、いろんな駐車場を含めたものとして完結するだろうという答えだったと思います。

8000平米が必ず必要なのかということと、その保育園の中で公園部分とを兼ねられるもので、全く公園として別に置くべきもの、そういったところが少しは重複感もあるかと思います。そういうことを含めると、この9,000平米のものがあれば、両方がそこで一体型ということが出てきますけども、そういうものができるのではないかというふうに考えております。

○石飛委員長 山本優委員。

○山本優委員 一体型というのは分かるんですが、公園だったら市が管理でしょう。認定こども園は誰が管理するのじゃあ。民間ですか。その辺の調整なんかはどのようにしてやるんですか、伺います。

○石飛委員長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 実際、きちっと線をそこで引くかどうかというところも、これまでいろいろ全国の事例等も見てきましたけども、より詳しい部分につきまして、やはりコンサル業者のほうにも、事例の研究も含めてこういうことができますよということの提案もいただきたいと思います。

きちっと分けられるかどうか、管理の区分というのは、当然市がするところと、事業者がしなければならない部分というふうに分かれるとは思いますが、そこらの利用の仕方も含めて、どういうふうな連携が取れるか、どういうふうな線引きをしてそこへやっていくかということも含めて、それは構想の中でしっかりとうたってまいりたいというふうに思っています。

○山本優委員 面積的なものについてもしっかりと検討をして、計画していただきたいと思います。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありますか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 今の山本優委員の関連なんですけれども、9,000平米の中で、もう十分にその公園としての機能も有することができるという答弁だったんですが、まず、どれくらいの面積を公園に当てて、どれくらいの面積を共有部分で、どれくらい保育園なのかという見積もりがあって、十分大丈夫だと言っているはずだと思うんで、その辺りをお聞かせいただけますでしょうか。

○石 飛 委 員 長 高下課長。

○高下政策企画課長 そこが具体的にできるものかどうかということも併せて検討することになると思います。イメージとしては、保育園の園庭の部分は、平日、園児の方がいらっしゃるときには保育園の園庭として使って、土日のときに、そこの部分の一部を公園として開放するとか、そういったことも考えられるのではないかというふうに今は思っております。それで、どれくらいの面積が実際に取れるかというところは、この基本構想の中で検討していくことにしたいと思っております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 土曜日に保育がある場合もあるかと思うんですけれども、園庭で遊ぶ子どもたち、園の子どもがおって、一般のお子さんもおってというような状況にもわかに想像できるんですが、そういったときの管理、事故があったときの責任というのは、基本的に園庭で遊んでる場合だったら保育園が責任持てると思うんですけれども、一般に開放されているといったときに、また複雑になってくるんだらうなと思うんですけど、その辺りも今回ちゃんと検討していただけるということなんじゃないかな。

○石 飛 委 員 長 高下課長。

○高下政策企画課長 そういったところを検討したいと思っております。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありますか。

芦田委員。

○芦 田 委 員 旧田んぼアート公園の候補地ありきで基本構想をつくられるようですが、田んぼアート公園予定地に認定こども園を新設し、一体的に整備する案は子育て支援課の案ですか。伺います。

○石 飛 委 員 長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 保育園整備の経過報告の今日の資料の中にもありますが、もともとは子育て支援課のほうで候補地の選定を検討されていたという経緯があります。

そのことと、企画のほうで今持っております旧田んぼアート公園の跡地の利用、そういったところを課題感の共有の中でその、もともとはどちらかということではありませんが、そういう課題感の共有の中でここここがつけられるということを市として判断をしたということでございます。

- 石 飛 委 員 長 芦田委員。
- 芦 田 委 員 もう1点質問します。関係者への説明は、計画をスムーズに実施する上で非常に重要だと私は思います。現在の指定管理者の報正会、現在保育所を運営されている山手の可愛保育所、郷野の入江保育園、それから子どもを預ける立場の保護者への説明について伺います。
- 1点目、吉田保育所とみつや保育所の指定管理者となっている報正会について、このたびの認定こども園の件について、説明にはいつ行かれて、誰に説明をされたのか伺います。
- 石 飛 委 員 長 大田部長。
- 大田福祉保健部長 報正会には11月25日に訪問しております。事務長、園長、失礼しました、理事長、事務局長の3名の方に説明をしております。
- 以上です。
- 芦 田 委 員 主にどのような説明をされましたか。
- 石 飛 委 員 長 大田部長。
- 大田福祉保健部長 先ほど、米村副市長のほうからありましたように、こちらに新しい保育園を新設するという市の方針が決まりましたということだけを説明しております。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 芦田委員。
- 芦 田 委 員 続いて、説明に対して、報正会としてはこの説明を了解されたのか伺います。
- 石 飛 委 員 長 大田部長。
- 大田福祉保健部長 了解という形ではございませんが、市が決めた方針ということを理解するというふうに事務局長から話があったというふうに記憶しております。
- 石 飛 委 員 長 芦田委員。
- 芦 田 委 員 2点目の質問をします。田んぼアート予定地の山手地区には既に可愛保育所があります。可愛保育所にはこの件についての説明はいつ行かれて、誰に説明をされたのか伺います。
- 石 飛 委 員 長 大田部長。
- 大田福祉保健部長 可愛保育所においても、11月25日の夕方訪問しましたが、園長先生にお会いすることができませんでした。なので、お電話で先ほどと同様の市の方針を伝えました。その後、12月6日、愛心会の秋田園長先生がお見えになられ、その場面で先ほどと同様に説明をさせていただきました。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 芦田委員。
- 芦 田 委 員 説明をされて、理事長、園長はどのように答えられたのか伺います。
- 石 飛 委 員 長 大田部長。
- 大田福祉保健部長 報正会の事務局長、理事長と同様に園長、同様に、市の方針であることは理解しましたということです。
- 以上です。

- 石 飛 委 員 長 芦田委員。
- 芦 田 委 員 3番目です。実際、子どもを預ける保護者の意見も大変重要だと思います。保護者に対しての説明はいつ行われましたか。
- 石 飛 委 員 長 大田部長。
- 大田福祉保健部長 現在、運営しておられる報正会、愛心会の皆さんにも御説明しておりますが、保護者の皆様には今後ということになろうかと思います。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑ありますか。
- 芦田委員。
- 芦 田 委 員 候補地を決めてから保護者に説明するのでは遅いと思いますが、どのようにお考えですか。
- 石 飛 委 員 長 大田部長。
- 大田福祉保健部長 先ほど来、企画部長が説明しておりますとおり、どういう園をつくって公園と一体型にするのか、その構想をまとめる予算を企画部のほうで予算計上をしております。これをもって、先ほどスケジュール感のところでも申し上げましたが、今後の保護者の皆さんの御意見、そういったものも聴取していきたいというふうに考えております。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 芦田委員。
- 芦 田 委 員 ということは、候補地については、旧田んぼアート公園予定地はまだ確定しているわけではないという認識でよろしいでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 米村副市長。
- 米村副市長 昼からの説明で資料を出しましたが、7か所のうちここは一番適当と判断してこの位置に決めております。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 芦田委員。
- 芦 田 委 員 計画書をつくるのに、企画書をつくるのに、候補地が田んぼアート公園に決まっている前提でつくられるものではないのですかという質問をしているので、もう一度お答えください。
- 石 飛 委 員 長 米村副市長。
- 米村副市長 候補地は田んぼアート跡地で決めて、今から構想をつくります。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありますか。
- 南澤委員。
- 南 澤 委 員 このたびの基本構想作成業務はコンセプトだったり、考え方を固めていくものだというものなんですけれども、そもそものところで、トップ、あるいは執行部のどんな思いを形にする基本構想をつくってもらうのか、その部分をお聞かせいただきたいと思います。
- 石 飛 委 員 長 先ほど市長も、皆が集える、全国からやってくるような幼稚園をつくりたいという答弁がありましたが、それ以上の説明が欲しいということですか。
- 南 澤 委 員 副市長の説明だったかと思うんですけれども、同じであれば同じだろ

うと思うんですが、市長の、特に投資をして新しいものをつくっていくというのは、今中学校統合の話もしてますが、石丸市長になってから初めてのことかと思しますので、そういったところでこの思いのところを直接伺ってみたいというのが質問の趣旨です。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 副市長、部長も、これまで何回も説明したとおりなんですが、改めて整理をしてお伝えします。

念のためお伝えするんですが、市長として特段の意向というものは実はありません。なぜか。公園を予定してた場所であり、公園について市民にアンケート取ったら、やっぱりいいのが欲しいという声があったんですよ。一方で、今の保育所、幼稚園は早急に建て替えなければならない。そうなったらもうこの連立方程式解いたら一つしか答ええないと思います。なので、場所はあそこで、公園とこども園一体型で整備するのが良いんじゃないかと判断をしたまでです。

市長としての思いというのを聞かれたので、あえてお話をすれば、先ほどあったとおり、このまちとして将来の求心力になる、そうした投資をすべきだろうとは思いますが。ただそれは、今回のこども園に限らない一般論ですので、このこども園に関してはその前段で申し上げた、これが全てです。

○石飛委員長 ほかに質疑ありますか。

田邊委員。

○田邊委員 今、課題があって連立方程式を解いたらこの限りだという、おっしゃりたいことは非常によく分かって、では、要は、旧田んぼアート跡地が、あそこが空いてます、あそこを公園整備をしないといけない、吉田保育園建て替えないといけないという課題があって、じゃあそれを一緒にしてできるのがいわゆる認定こども園という、あの場所に認定こども園をつくれます。そして将来、それこそいいものをつくって、外から来たいって思うような公園整備をしたいという方程式だと思うんですけども、本来といいますか、将来、今住んでる子どもたちのためにこんな公園にしたいよねが先に来て、その後に、じゃあそれが実現できる場所はどこなんだろうかで旧田んぼアート跡地になったわけではないという認識でよろしいですか。

○石飛委員長 どっちが先に決まってたかという。

○田邊委員 そうということです。

○石飛委員長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 その土地につきましては、アンケートを行って、その結果、遊具が欲しいとか、あずまやが欲しいとか、芝生広場が欲しい、ベンチが欲しい、そういったところが上位にあったと思います。そういった部分の整備をしようというときに、今の保育園の移転という課題があって、ではそれであれば、そこと一体型のものができないか、全国に事例がないか、ないわけではないということの中から、それをしっかり実現できるよう

に考えてみようということで検討が始まったというふうに考えております。

○石飛委員長 ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、企画部政策企画課における認定こども園基本構想作成業務委託料に係る審査を終了します。
ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2時33分 休憩

午後 2時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて再開します。
これより福祉保健部の審査を行います。
予算の概要について説明を求めます。
大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 それでは、福祉保健部が所管します、令和5年度一般会計予算の概要について説明します。

令和5年度安芸高田市当初予算資料の1ページ、(2)福祉の充実、2、子育て医療の充実、3段目ネウボラ事業においては、育児発達相談の実施など体制を拡充させていきます。

次に、2ページ、3、子育て支援の充実では、中段から子育て世帯、独り親世帯への新たな支援策の実施、また、保育士の人材確保と業務負担の軽減を目的に新たな事業に取り組みます。

3ページ、4、健康づくりでは、健康づくり事業に関する計画策定とがん検診の受診率の向上を目指し事業を実施いたします。5、高齢者支援の充実、6、福祉相談事業の充実、7、障害者支援の充実においては、高齢者福祉事業、介護保険事業、障害者・障害児福祉計画を策定します。また、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう事業を継続していきます。

4ページ上段、8、地域医療体制の充実では、本市における公的中核病院である吉田総合病院と市医師会の協力の下、24時間365日の救急医療体制を確保いたします。

以上で、概要の説明を終わります。

詳細は、それぞれ所管する担当課長から説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○石飛委員長 続いて、社会福祉課の予算について説明を求めます。
久城社会福祉課長。

○久城社会福祉課長 それでは、社会福祉課が所管する予算についての要点を説明します。
初めに歳入です。

予算書の21ページをお願いします。

上段、1節社会福祉費負担金、説明欄、自立支援訓練等給付費負担金4億8,526万7,000円は、障害福祉サービス費等、及び障害者医療費の支給

に係る費用の2分の1の国負担分です。

2節児童福祉費負担金の説明欄、障害児通所給付費負担金7,056万3,000円は、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援に要する費用の2分の1の国負担分です。

3節生活保護費負担金2億1,851万1,000円は、生活保護費の4分の3を国が負担するものです。

23ページをお願いします。

下段、県支出金、1節社会福祉費負担金の説明欄、自立支援訓練等給付費負担金2億4,263万3,000円は、障害福祉サービス費等及び障害者医療費の支給に係る費用の4分の1の県負担分です。

2節児童福祉費負担金の説明欄、障害児通所給付費負担金3,528万1,000円は、障害児通所支援に要する費用の4分の1県負担分です。

続いて、歳出について説明します。

77ページをお願いします。

説明欄、社会福祉総務管理費は、民生委員児童委員活動、社会福祉法人の指導監査、原爆被爆者援護、災害弔慰金見舞金に要する経費、及び社会福祉協議会、遺族連合会、保護司会に対する補助金等を計上しています。

主なものは民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会等に対する補助金5,226万6,000円です。

79ページをお願いします。

障害者自立支援訓練等給付事業費は、障害児・者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスの提供等に係る経費です。障害福祉サービス給付費、障害者医療費、補装具費として、扶助費9億7,053万4,000円を計上しています。

次に、障害者自立支援介護給付事業費は、障害者総合支援法に基づく地域の生活支援事業等、障害者の日常生活、社会生活を支援する事業に要する経費を計上しています。

主なものは、地域における相談支援体制として、障害者基幹相談支援センター及び市内2か所の障害者地域相談支援事業所への市町障害者生活支援事業委託料2,560万円。成年後見制度利用支援や、地域活動支援センター等の地域生活支援事業に係る補助金936万5,000円です。

81ページをお願いします。

障害者福祉事業費は、障害者の地域生活と社会参加を支援する事業に要する経費です。

主なものは、重度障害者外出支援サービス、お助けタクシーチケット委託料618万、重度心身障害者通院費補助金550万円です。

次に、在宅福祉事業費は、高齢者やその家族を対象に、在宅生活に必要なサービスを提供するとともに、高齢者の社会的つながりを維持するための活動を支援する経費を計上しております。

83ページをお願いします。

主なものは、上から6行目、3年ごとに策定する高齢者福祉介護保険事業計画策定業務委託料や、高齢者や障害者を定期的に訪問する生活サポート事業等の委託料909万5,000円。老人クラブ、シルバー人材センター、生活支援員制度に係る負担金補助金及び交付金5,323万円です。

次に、老人保護措置費は、老人保護法の定めるところにより、経済上、環境上の理由により居宅での生活が困難となった高齢者を養護老人ホームに措置するために係る講習、旅費、委託料9,546万2,000円を計上しています。

ページが少し飛びますが99ページをお開きください。

障害児福祉費は、障害児に対する支援事業費です。主なものは、放課後等デイサービスや、児童発達支援等の通所による療育支援に対する給付費として、扶助費1億4,112万8,000円を計上しております。

続いて、特別障害者手当は、特別障害者手当、障害児福祉手当給付事業に係る判定医報酬手当給付費1,405万3,000円を計上しております。

次に、生活保護総務管理費は、生活保護システムの保守点検委託料や生活保護レセプト管理システム利用料、国が導入する医療扶助のオンライン資格確認に対応するためのシステム改修費等の生活保護業務に係る事務経費です。

101ページお願いします。

生活保護扶助費は、被保護世帯への扶助額として2億9,134万9,000円を計上しております。令和5年1月末現在の保護の受給状況は、162世帯237人で、保護率9.11パーミル、人口1,000人当たり9.11人となっております。

また少しページが飛びますが107ページお願いします。

中段、保健センター運営費の主なものは、ふれあいセンターこうだ及び保健センターの指定管理料771万円です。

以上で説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

77ページから79ページにかけてなんですけれども、生活困窮者自立支援事業費なんですけれども、事務事業評価シートに、生活困窮者は多種多様な問題を抱えており、一つの問題が解決しても直ちに自立につながらないことが多く、長期的な伴走型の支援体制の強化が必要であるとなっているんですけれども、とはいえ、生活困窮者自立支援金が昨年度からなくなってるんですけれども、その理由を教えてください。

○石 飛 委 員 長

久城課長。

○久城社会福祉課長

生活困窮者自立支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮する世帯に、社会福祉協議会が、総合支援資金の再貸付け等の特例貸付けによる支援を行っていましたが、その再貸付けが終了した世

帯に給付をしておりました。その事業が令和4年12月末をもって申請が終了したことから、今回300万円の予算の計上を終えたところです。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑ありますか。

山本数博委員。

○山本数博委員 77ページの説明欄の社会福祉一般管理事務に要する経費の18節の負担金補助及び交付金で、社会福祉協議会の人件費補助が100万ばかり減額になっておりますけど、これは減額の理由は何でしょうか。

○石 飛 委 員 長 久城課長。

○久城社会福祉課長 社会福祉協議会の人件費につきましては、令和3年度に社会福祉協議会人件費補助金の交付要綱を作成しております。その中で職員の給料の算出方法を決めております。それに基づき今回計算したところ100万円減額になりました。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 社会福祉協議会の運営上、この交付要綱の計算が、運営に対して影響はないんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 久城課長。

○久城社会福祉課長 この交付要綱を作成したときに社会福祉協議会さんのほうにも、今後こういう算出の方法で人件費の補助金を行っていきますっていう話をしております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありますか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 107ページ保健センター運営費ですが、事務事業評価シートを見るとふれあいセンターこうだの指定管理について、無償譲渡の条件整理を進める必要があるというふうに記述がありますが、この進捗はどのようでしょうか。

○石 飛 委 員 長 久城課長。

○久城社会福祉課長 指定管理が令和5年に終了することから、総合管理計画にも沿って進めていくという話は、譲渡予定先のほうと話をしております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑ありますか。

山本数博委員。

○山本数博委員 83ページなんですが、老人福祉に要する経費。18節の負担金補助及び交付金ですが、単独補助のシルバー人材センターの補助金が368万円も減額になってます。この根拠は何でしょうか。

○石 飛 委 員 長 久城課長。

○久城社会福祉課長 シルバー人材センターのほうとは何度か協議を重ねております。その結果、この金額でということでしたので了解を得たところです。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

- 山本数博委員 了解を得られたということは、仕方ないというところで終わったんだろうと思いますけど、何か根拠があるはずですよ。実績報告書か決算書か。補助金ですから実績報告書が上がってきますよね。そういうような、令和3年度の実績報告、それで、令和4年度は中間報告みたいになると思いますけど、そういったところの経費の使い方について、市のほうは考えを示して、相手も納得で、減額いうところに行く思うんですよ。その辺が、今、シルバーは納得されたいうふうになったんですけど、そこら辺の何を根拠にシルバーに納得してもらえたんでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 久城課長。
- 久城社会福祉課長 昨年度の実績報告も見せていただきましたし、今後のシルバーさんの予定といいましょうか、計画とかも聞かせていただきました。その中で、何回も協議という言葉を使って申し訳ないんですけど、協議をしながら進めてまいったところです。
- 石 飛 委 員 長 山本数博委員。
- 山本数博委員 協議されたというのは、市のほうの考えも示さないかんし、それで向こうに直してもらわないけんことは直してもらわないけん思うんですよ。減額いうことは何かをやめにゃいけん。そういう意味じゃ、シルバーのほうでいろんな事業をされておりますが、縮小いうことが起きることはないですか、事業の縮小ということは。協議の中で事業の縮小は訴えられませんでしたか。
- 石 飛 委 員 長 久城課長。
- 久城社会福祉課長 事業の縮小は聞いておりません。
- 石 飛 委 員 長 山本数博委員。
- 山本数博委員 79ページ、一番上のほうですね、19節の扶助費なんですが、生活困窮者住居確保給付金がありますね。生活困窮による住居の確保というふうに捉えたんですけど、どういった方が対象になるんでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 久城課長。
- 久城社会福祉課長 コロナや失業等により収入が減り、家賃の支払いが困難な者に対し、その収入と給付金の基本額っていうのがあるんですけど、その差額を直接家主さんのほうに支払う制度となっております。
- 石 飛 委 員 長 山本数博委員。
- 山本数博委員 これ金額がそんなに大きくないんです34万8,000円。そういう対象者は何人ぐらい見込まれてるんですか。一対象者に対してどのぐらいの助成が必要、そういう意味では何人ぐらいを想定しとると。
- 石 飛 委 員 長 久城課長。
- 久城社会福祉課長 世帯の構成人数によって基本の単価が決まっております。単身世帯につきましては3万3,000円。2人世帯につきましては4万円、3人以上につきましては4万3,000円となっております。この事業は基本的に3か月を給付の対象期間としておりますので、それぞれ1世帯ずつで34万8,000円を計上しております。
- 以上です。

- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑は。
田邊委員。
- 田 邊 委 員 101ページの生活保護の扶助費についてお聞きします。先ほど説明で162世帯ということだったんですけど、昨年度と比べて約4,300万円減額となっていますその理由を教えてください。
それですみません、さっき聞き逃して、1,000人中何人だったかっていうのを、すみません、またもう一度お願いします。
- 石 飛 委 員 長 久城課長。
○久城社会福祉課長 まず、1,000人当たりなんですけど9.11人です。
あと扶助費の減額された理由なんですけど、医療費扶助が減ると見込んでおります。
以上です。
- 石 飛 委 員 長 田邊委員。
○田 邊 委 員 それは単純に医療費が減るという、下がるということですか。そういう意味ではなくということですかね。
- 石 飛 委 員 長 久城課長。
○久城社会福祉課長 扶助する医療費が下がると見込んでおります。
○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありますか。
熊高委員。
- 熊 高 委 員 83ページの一番上段ですけども、緊急通報装置設置委託料並びにその下の業務委託料、この内容についてお聞かせいただきたいんですが。
- 石 飛 委 員 長 久城課長。
○久城社会福祉課長 すみません、ちょっと聞こえにくかったので再度お願いしてもよろしいでしょうか。
- 熊 高 委 員 ページは分かりますね。83ページの一番上段の緊急通報装置設置委託料並びにその下の業務委託料の内容についてお伺いしたいということです。
- 石 飛 委 員 長 久城課長。
○久城社会福祉課長 すみません。消防署設置のハードウェアの保守点検業務委託料になります。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
○熊 高 委 員 これは何件ぐらいありますか。
○石 飛 委 員 長 ここで暫時休憩とします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午後 2時59分 休憩
午後 3時00分 再開
~~~~~○~~~~~
- 石 飛 委 員 長      休憩を閉じて会議を再開いたします。  
答弁を求めます。  
久城課長。
- 久城社会福祉課長      申し訳ありませんでした。令和3年登録者数は105人です。

○石飛委員長 熊高委員。

○熊高委員 細かいことを聞いたなと思われるか分かりませんが、昨日、生桑で火災が先般ありました。そこで1名亡くなっておりますけども、そこに地元の人から呼ばれて現地を見に行っただけですけども、そこで緊急通報装置がすぐ動くような形があればいいのになというのをちょうど昨日聞いて帰ったものですから、これがどのように効果が出てるのかなというふうなことをお伺いしたいんですけども。

○石飛委員長 熊高委員。

○熊高委員 時間をかけて聞くというよりか、そういう事例があつて、あそこは昨年からいうたら2名、在宅一人の方が亡くなって、地域の方が緊急的に、いわゆるペンダントのようなものが昔あったらいいとかいうようなことも含めて、いろいろ聞いておったんですけども、そういったもっと何かのときにすぐ通報できるような装置というのはないかというふうにおっしゃったので、これがそういった対象になるんだろうなと思うんですが、それがどのように効果があつておるのかというのを確認したいんですけども。

○石飛委員長 米村副市長。

○米村副市長 これは基本的には高齢者の方が、急に急病とかかかって電話かけれんときにボタン押せば通報するシステムになっております。火事的时候も、一応119にかかってくるんですけど、押すよりかは早う逃げてもらったほうがいいかと思うんで、通報は早くできると思いますけど、特に体の異常を訴えたときに、押せば登録してあるところに救急車行くので、わざわざ病状なんか言わなくてもすぐに救急車出ながら対応できるというのはありますが、火災の分で効果があつたかどうかというのは、今まで余り火災で使ったことはないんじゃないかと思うんですけど、火災のときには、できれば一番早く逃げていただくのが、自分の身を守るためにと思います。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 部署が別なんですけど、今委員がおっしゃる点でお答えすれば、火災報知器の設置が義務づけられているんですけども、それより前に造られた持ち家や賃貸というのは、ないところが結構あるんですね。ですので、それらに向けて、その機器の設置を誘導するというのは今検討しているところです。

○石飛委員長 熊高委員。

○熊高委員 検討されているというので期待をしてみたいんですけど、米村副市長おっしゃったように、逃げてもらうのが一番いいんですけども、寝たきりの方が逃げられずに亡くなったというのが去年のですよ。今年は台所から火が出たので、お年寄りで、すぐ逃げられたかも分かりませんが、近所の人にも知らなかったというようなことも含めて、いろんなシステムがあると思うんですが、今市長おっしゃったようなことを含めて、この委託料を含めて効果的なものに、さらにバージョンアップできるも

のならしていただきたい。せっかく予算組んであるので、これをさらに生かすようなことにしていただきたいという気はしますが、今年度の予算はこれでいいと思いますけども、これをさらにバージョンアップするためにはどうかということを考えておるかかどうかというのは、今おっしゃったので、ただ質問で終わりたいと思いますので、改めてこういったこと、事例を含めてどのように考えていかれるかということをお伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長

石丸市長。

○石 丸 市 長

先ほどの答弁のとおりです。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑ありますか。

山根委員。

○山 根 委 員

同じく83ページなんですけれども、中段に老人保護措置費というのがあります。この老人保護措置費、前回の4年度的时候は47人分というのが出ておりましたけど、5年度に向けては何人以上、この数字としてですね、この4年度というのは3年度の数字が上がったと思いますけど、4年度としては何人いらっしゃったのか、そして、この老人保護措置費というのはどういう老人の状態で保護されるのかお聞きします。

○石 飛 委 員 長

久城課長。

○久城社会福祉課長

人数としましては45人を見込んでおります。状態なんですけど、経済上とか環境上、おうちの状態ですよ、住みにくくなっておるというような状況の中で、おうちでの生活が困難となつとるということで、養護老人ホームのほうに措置するというような事業になってます。

以上です。

○石 飛 委 員 長

山根委員。

○山 根 委 員

その上の段、18節の説明ですけど、負担金補助及び交付金の下から4段目、地域介護予防住民グループ支援事業補助金。これ具体的にどういう事業に対しての補助か。それと、この補助金がですね。

○石 飛 委 員 長

一問一答でお願いしたいと思います。

○山 根 委 員

まずは具体的にその事業について御説明をお願いします。

○石 飛 委 員 長

久城課長。

○久城社会福祉課長

サロンとかいきいきクラブとかのサロン活動に対して出す補助金となっております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

山根委員。

○山 根 委 員

この補助金が、昨年が336万円、その前の年が668万9,000円。だから、下がって今回上がってるんですね458万4,000円。この根拠は何でしょう。

○石 飛 委 員 長

久城課長。

○久城社会福祉課長

コロナの影響でサロン活動の回数を減らされたり、中止されたりされたところも多くありました。それによって上下しております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

山根委員。

- 山 根 委 員      その2段下の生活支援員制度交付金、これも昨年994万5,000円まで下がって、今回1,137万円、142万円上がってるんですが、この上げた根拠はいかがでしょうか。
- 石 飛 委 員 長      久城課長。
- 久城社会福祉課長      継続予定地域の75歳以上の方が増加したので、その分を増やしております。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長      山根委員。
- 山 根 委 員      区域の方が増加したということですが、これ振興会その他に生活支援員制度をお願いされているところだと思いますが、その数字的なことが上がったということよろしいですか。
- 石 飛 委 員 長      久城課長。
- 久城社会福祉課長      そうです。前年に比べて人数のほうに475人増加したというふうに計算をしました。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長      山根委員。
- 山 根 委 員      少しこの内容について伺います。生活支援員制度、一応振興会もやってますけれども、見守りという形で主に動いてる。先ほどはふれあいサロン事業が、コロナの影響がちょっと抜けてきて動き出したということですが、そういう形でかなり動き出したので上げたということよろしいですかね。
- 石 飛 委 員 長      久城課長。
- 久城社会福祉課長      生活支援員制度の交付金については1人当たり3,000円の見守りということで交付してると思うんですけど、そのため75歳以上の対象人数が増えたというふうな格好で増やしました。
- 石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありますか。
- 〔質疑なし〕
- 石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって社会福祉課に係る質疑を終了します。ここで15時20分まで休憩といたします。
- ～～～～～～○～～～～～～～
- 午後 3時11分 休憩
- 午後 3時20分 再開
- ～～～～～～○～～～～～～～
- 石 飛 委 員 長      休憩を閉じて会議を再開いたします。
- 続いて、子育て支援課の予算について説明を求めます。
- 佐藤子育て支援課長。
- 佐藤子育て支援課長      それでは、子育て支援課が所管しております令和5年度一般会計当初予算につきまして要点の説明をします。
- 初めに歳入の主なものについて説明します。
- 予算書17ページをお開きください。
- 説明欄中段、児童福祉費負担金3,977万6,000円のうち未熟児養育医療

費負担金を除いた3,969万6,000円を計上しています。

主なものは、認可保育所6か所と、公立認定こども園3か所の保育所保護者負担金（現年度分）2,581万4,000円と、放課後児童クラブ11施設の児童クラブ保護者負担金（現年度分）1,239万3,000円です。

21ページをお開きください。

説明欄上段、児童福祉費負担金6億1,441万4,000円のうち特別障害者手当等給付負担金と、障害児通所給付費負担金を除いた5億3,338万1,000円を計上しています。

主なものは、私立保育園3か所及び私立認定こども園2か所の運営費に対する国の子どものための教育・保育給付費負担金2億6,169万9,000円、児童扶養手当に対する国の負担金2,534万円、児童手当に対する国の負担金2億3,329万5,000円です。

中段、児童福祉費補助金として9,524万7,000円を計上しています。

主なものは、放課後児童クラブの運営費や病児保育事業の委託料、保育所・認定こども園で実施している地域子育て支援拠点事業に対する国の補助金の子ども・子育て支援交付金7,695万4,000円と、たかみや児童クラブの整備に対する国の補助金、子ども・子育て支援施設整備交付金1,666万6,000円です。

保育改善等事業（安全対策事業）補助金36万円は、送迎バス置き去り防止のためのブザーの設置等に必要な経費に係る国の補助金です。

23ページをお開きください。

児童福祉費負担金2億2,433万6,000円のうち障害児通所給付費負担金を除いた1億8,905万5,000円を計上しています。

主なものは、私立保育園3園及び私立認定こども園2園の運営費に対する広島県の子どものための教育・保育給付費負担金1億3,084万9,000円と児童手当に対する広島県の負担金5,168万3,000円です。

25ページをお開きください。

中段、児童福祉費補助金のうち子育て支援課分の主なものは、放課後児童クラブの運営費等に対する広島県の補助金、子ども・子育て支援交付金7,550万8,000円と、たかみや児童クラブの整備に対する広島県の補助金、子ども・子育て支援施設整備交付金1,666万6,000円です。

続きまして、歳出の主なものについて説明します。

89ページをお開きください。

説明欄下段になります。児童福祉総務管理費の工事請負費110万円は、向原町にある児童遊園地3か所の危険な遊具の撤去に係る費用です。公立保育所一般職員人件費は、職員25名分の給料、手当、共済費として1億9,949万1,000円を計上しています。公立保育所管理運営費1億685万9,000円は、公立保育所1園と公立認定こども園3園の管理運営経費です。

91ページをお開きください

主な内容は、会計年度任用職員の保育士等の報酬5,885万円、期末手当960万6,000円を計上しています。

需用費には、各保育所の消耗品、光熱水費、賄材料費など2,198万円を計上しています。消耗品費には、3歳未満児が使用する食事用エプロンや手口拭きの購入費用58万8,000円を新たに計上しています。使い捨ての食事用エプロンや手口拭きを購入することで、名前の確認作業や使用後に自宅へ持ち帰るための作業等、保育士の負担を軽減するものです。

使用料及び賃借料508万3,000円のうち、その他借上料使用料の297万円は、公立保育所4園の総合遊具のリース代金です。

老朽化が著しい遊具を撤去し、新たに総合遊具をリース契約で設置するものです。令和4年度の当初予算に必要経費を計上していましたが、総合遊具の選定や設置場所、既存遊具との安全区域の現地確認等に時間を要したため、令和5年度事業に計上しております。

14節の工事請負費99万円は、総合遊具のリースに伴い老朽化した遊具を撤去する費用です。

93ページをお開きください。

指定管理保育所委託費2億2,283万2,000円は、公立保育所を民間委託しているみつや保育所、吉田保育所に係る経費です。

委託料には、両保育所の指定管理料として2億947万9,000円を計上しています。

負担金及び交付金1,335万3,000円は、保育士処遇改善事業のみつや保育所補助金と吉田保育所補助金に加え、国が令和4年2月から開始した処遇改善臨時特例事業補助金と、3歳未満児の食事用エプロンと手口拭きのサブスクリプション導入や購入費用を補助する保育対象補助金89万円を新たに計上しています。

中段、私立保育園費5億7,555万5,000円は、安芸高田市内の私立保育園3園及び私立認定こども園2園と、安芸高田市内の児童を広域入所で受け入れている市外の保育園等に係る経費です。

主なものは、措置委託料と運営委託料5億2,379万5,000円と、負担金補助及び交付金5,175万9,000円のうち、障害児保育のための加配保育士を配置する施設に対する障害児保育事業補助金2,280万円と3歳以上児の給食費を無償化するための私立保育所等副食費補助金1,101万6,000円です。

また、私立保育所等保育士処遇改善事業補助金547万2,000円には、私立保育園等の保育士確保のための保育士の住宅支援と保育士の奨学金支援に加え、令和5年度から新たに実施する保育士保育料補助事業79万2,000円を計上しています。

これは、出産により育児休暇を取得している保育士の早期復職をサポートする目的で、保育士が3歳未満のお子さんを保育所等に預けた場合の保育料の一部を補助するものです。

また、3歳未満児の食事用エプロンと手口拭きのサブスクリプションの導入や購入費用を補助する保育対策補助金212万2,000円を計上しています。

下段、児童扶養手当費は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を目的としており、受給者への扶助費など7,670万3,000円を計上しています。

95ページをお開きください。

放課後児童クラブ運営費1億6,307万1,000円は、市内11か所16クラブの運営に係る経費です。

主なものは、委託料9,607万1,000円のうちの、NPO法人子育て応援隊かんがるーへの指導委託料9,426万2,000円と、負担金補助及び交付金403万2,000円のうちの、国の処遇改善臨時特例事業補助金396万円です。

さらに、たかみや児童クラブの整備に係る費用として調査設計監理委託料100万円、工事請負費5,500万円、備品購入費300万円を計上しています。

続いて、子育て支援センター運営に要する経費1億290万円ですが、子育て支援課に併設する子育て支援センターや、保育所・認定こども園で実施している地域子育て拠点事業、発達が気になる児童とその保護者への支援を実施しているこども発達支援センターの運営費などを計上しています。

97ページをお開きください。

主なものは、会計年度任用職員報酬等1,324万2,000円と、職員手当250万円、委託料7,133万9,000円のうち、主なものは、甲田いづみこども園、向原こぼと園、やちよ保育園で行っている地域子育て拠点事業委託料2,797万円と、甲田いづみこども園で実施している病児保育事業委託料1,190万円、令和7年度以降の安芸高田市子ども・子育て支援事業計画を策定するためのアンケートと貧困に対するアンケートの分析業務委託料709万2,000円です。

新規事業としては、子育て短期支援事業委託料55万5,000円と相談事業委託料13万2,000円を計上しています。

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育または保護を行うものです。

相談事業は、離婚前後の親に対し、弁護士による法律相談をオンラインで行うもので、適時に法律相談の機会を提供します。養育費や面会交流などの取り決めに対し、弁護士による必要な助言や指導を受けることで、子どもの福祉や利益の確保の視点に立つて考えることができるように支援するものです。

負担金補助及び交付金958万3,000円のうち、新規事業として、養育費に関する公正証書等作成促進補助金15万円を計上しています。

養育費の取り決めに関する公正証書を作成するために必要な経費を補助するもので、養育費の取り決めを促進し、継続した履行確保を図ることにより、子どもの最善の利益を守り、健やかな成長を支えることを目的としています。

児童手当給付事業費3億3,678万5,000円ですが、これは育児をされている家庭の生活の安定と児童の健やかな成長に資することを目的としており、99ページをお開きください、扶助費3億3,667万円が主なものです。

以上で子育て支援課の予算説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 93ページ、私立保育園費の補助費なんですけれども、単独補助の部分で、事務事業評価シートには市内保育所等で保育士の確保に苦慮していると課題があったんですけれども、この補助費のうち、私立保育園処遇改善事業であるとか、保育補助金であるとかが若干でありますけど減額されているというのがちょっと矛盾するように感じるんですけども、その説明をお願いします。

○石 飛 委 員 長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 ただいまの御質問は処遇改善臨時特例事業補助金の減額でよろしかったでしょうか。

○石 飛 委 員 長 田邊委員。

○田 邊 委 員 補助費の私立保育園等保育士処遇改善補助金と、私立保育園保育補助者雇用補助金が減額されてるんですけれども、いわゆる市内保育所で保育士の確保に苦慮しているという課題があったんですけれども、そこに対しての補助金が減額されているっていうのが、その理由を教えてください。

○石 飛 委 員 長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 私立保育所等保育士処遇改善補助金の減額につきましては、昨年度、住宅支援制度と奨学金の支援制度の補助事業の二つに対しまして予算を計上しておりました。実際のところ、住宅支援制度についての利用者の方が今年度はゼロであったということから、その予算額を当初の予定よりも3人に落としておるところによります減額となっております。

○石 飛 委 員 長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 大変失礼いたしました。補助者の削減の理由でございますが、これも今年度の実態に応じて来年度の予算を積算しております。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑ありますか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 今、田邊委員の質問のときに、いみじくも佐藤課長がおっしゃった処遇改善臨時特例事業補助金811万8,000円がカットになってるかと思うんですけど、こちらの説明をお願いします。

○石 飛 委 員 長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 令和4年度当初の処遇改善事業の臨時特例事業補助金につきましては、国県補助、4月から9月分と10月から3月分の単独補助の二つに分けて計上しておりました。それぞれ204万6,000円ずつ計上しておりました。そ

れが、昨年の10月以降は交付税に含まれるということになりましたのでこちらのほうで計上しておる次第でございます。

○石 飛 委 員 長

国広係長。

○国広子育て支援課係長

私立の特例の補助金なので、処遇改善の補助金なんですけど、今年度、令和4年10月から公定価格と言われる運営費のほうで加算されるようになりましたので、この補助金ではなく運営費のほうで支払われるようになりました。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑ありますか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認め、これをもって子育て支援課に係る質疑を終了します。続いて、健康長寿課の予算について説明を求めます。

中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長

それでは、健康長寿課が所管いたします一般会計当初予算について御説明いたします。

まず歳入について、21ページ説明欄下段をお願いします。

国庫支出金ですが、保健衛生費補助金1,282万9,000円の主なものは、産婦健診や産後ケア等に対する母子保健衛生費国庫補助金165万6,000円と、出産・子育て応援交付金918万9,000円でございます。

続いて、25ページ、説明欄下段をお願いします。

県支出金ですが、保健衛生費補助金937万5,000円の主なものは、ひろしま版ネウボラ構築事業補助金619万1,000円と、出産・子育て応援交付金229万7,000円でございます。

続いて、歳出について主なものを御説明いたします。

101ページをお願いします。

中段、保健衛生総務管理費1億1,950万4,000円の主なものは、市医師会に委託する在宅当番医救急医療情報提供事業委託料423万2,000円と、J A 吉田総合病院の休日夜間救急センター運営事業負担金4,000万円と、救急告示病院運営事業負担金6,900万円でございます。

続いて、下段、健康づくり総務費の主なものは、103ページをお願いします。

健康増進計画策定業務委託料594万円でございます。国・県の計画期間に合わせ、各根拠法令に基づき、健康増進計画、食育計画、自殺予防対策計画の三つの計画を一つにして策定したいと考えております。

続いて、母子保健事業費2,977万5,000円の主なものは、ネウボラの充実を図るために、保健師、助産師、訪問看護師等の報酬598万1,000円と市教育委員会が3年間県のモデル事業として実施されてきた相談会をネウボラ事業として引き継ぐ小・中学生等発達相談業務委託料。そして、家事・育児の支援を行う産前・産後サポート事業委託料、並びに出産・子育て応援交付金が主なものでございます。

続いて、成人健康診査事業費4,520万円の主なものは、健康診断のお

知らせ業務委託料、総合健診委託料、105ページお願いします。個別医療機関がん検診委託料でございます。

健康診断のお知らせ業務委託料150万円は、昨年度まで国保特別会計で計上しておりましたが、市民全体に係る業務のため一般会計に移管したものです。

個別医療機関がん検診委託料482万2,000円は、がん検診受診率向上を目指し、新たに胃がん検診と肺がん検診の項目を追加し171万8,000円増で計上しております。

成人支援事業費352万4,000円の主なものは、国が市町に求めている保健事業と介護予防の一体的な事業実施に係る保健師の報酬です。健康とどけ隊業を拡大し、保健師、管理栄養士が地域に出向いて、若いときからの健康づくりとフレイル予防を中心とした介護予防の一体的事業に力を入れていきたいと考えております。

続いて、母子健康診査事業費の主なものは、妊産婦と乳幼児健康診査委託料1,367万5,000円と県外で妊婦、乳幼児が健診を受けられた後に助成をする助成金として34万5,000円でございます。この負担金につきましては、国の新規事業であります住民税非課税世帯等を対象とした低所得妊婦の初回産科受診支援事業費5万円を含んで計上しております。

次に、下段、予防接種事業費8,380万5,000円の主なものは、高齢者肺炎球菌予防接種、107ページ上段お願いします。インフルエンザ予防接種、子宮頸がんワクチン接種を含めた定期予防接種委託料と、子どものインフルエンザ予防接種個人負担金等の助成金が主なものです。

続いて109ページをお願いします。

中段、診療所運営費3,496万円の主なものは、川根診療所への医師派遣等委託料1,580万1,000円。旧美土里歯科診療所の解体に伴う調査設計監理業務委託料107万6,000円と、オンライン資格確認導入に関わる工事委託料274万4,000円、並びに、旧美土里歯科診療所解体工事費用1,509万9,000円が主なものとして計上しております。

以上で健康長寿課の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

101ページ、保健衛生総務管理費なんですけれども、補助費、単独補助で昨年度、吉田総合病院助成金1,400万円が令和5年度なくなってるんですけれども、その理由を教えてください。

○石 飛 委 員 長

中村課長。

○中村健康長寿課長

吉田総合病院に対する医療機器の補助ですが、実は来年度に向けて要望書のほうが出ておりました。その要望書のほうは、実は透析監視装置とか手術用顕微鏡ということで、合わせて6,800万円相当の額になるというふうに聞いております。

ただ、この事業に対しましては、いろいろ精査をしたわけですが、その精査をした結果、現在、吉田総合病院のほうでは、この医療機器はまだ現在ありまして、老朽化はしてるように聞いておりますけども、現在まだ使える医療機器があるということと、県の補助のほうを2,000万円余りほど受けられるということ。そして、市の財源が大変限られているというこの3点の理由で、このたび市の予算として計上をしませんでした。

以上です。

○石飛委員長　ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員　同じく、吉田総合病院のことなんですけれども、この事業補助金6,900万円、そして、休日夜間救急診療所の補助金4,000万円。これはだんだんに定額化しているような状況ですけど、毎回事務事業評価では、救急診療所及び救急告示病院は構造的に赤字体質であり、人口減少に伴う利用者の減少により経営環境の悪化が見込まれる。また、コロナ感染が拡大する中で、吉田病院、県の要請も受けてワンフロアコロナ病棟としております。そんな中で、利用者の受入れが減少しているのはもっともなことだと思うんですけども、安芸高田市にとって医療機関の中心となる吉田病院に対する助成はもっと考えなければならぬことではないかと感じているところですが、これについては今回の予算立て、今後に向けてまたどのような安芸高田市のまちづくりを考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○石飛委員長　大田部長。

○大田福祉保健部長　吉田総合病院への支援ということだと思いますけども、現在、先ほど、山根委員が御指摘のとおり、救急告示と夜間救急センターの関係、この補助金というのは最近一定化しております。補助金の体制の考え方、現在、特別交付税の支援体制というのが考えられております。吉田総合病院におきましては、公的中核病院という位置づけになっておりますので、こちらを活用した方法で、市として財源も厳しい中ですけども支援できる体制を現在検討しております。

以上です。

○石飛委員長　山根委員。

○山根委員　これについては市長がお答えいただけるかなと思ったんですが、マスタープラン、またコンパクトシティ等に関係することでもありますし、市の今後に向けて、医療機関の中核となる、総合病院についてどのようにお考えか、将来に向けてですね、お答えいただけたらよろしくお願いします。

○石飛委員長　石丸市長。

○石丸市長　マスタープランっていうのは、どういう観点で関係性をおっしゃってるんでしょうか。

○石飛委員長　山根委員。

- 山 根 委 員      マスタープランの中でも、病院の在り方について提示されていたと思うんですけども、いかがでしょう。
- 石 飛 委 員 長      山根委員。
- 山 根 委 員      今後のまちづくりについて、医療機関をどのように考えていらっしゃるのかをお聞きします。
- 石 飛 委 員 長      石丸市長。
- 石 丸 市 長      マスタープランに記されてるとおりです。
- 石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって健康長寿課に係る質疑を終了します。  
続いて、保険医療課の予算について説明を求めます。  
井上保険医療課長。
- 井上保険医療課長      それでは、保険医療課が所管いたします、令和5年度一般会計当初予算について御説明をいたします。  
歳入につきまして、21ページをお開きください。  
1行目、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金の説明欄、国民健康保険基盤安定負担金2,582万2,000円は、保険料軽減対象者の占める割合が高い保険者を支援する目的で交付される国庫負担金で、補助率2分の1の額を計上しています。  
説明欄4行目、低所得者介護保険料軽減負担金2,473万7,000円は、低所得者に対する介護保険料軽減分のうち、国庫負担分2分の1の額を計上しています。  
続いて23ページをお開きください。  
3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金540万6,000円は、法定受託事務である国民年金事務及び年金生活者支援給付金の支給事務に係る国からの委託金です。  
下段の16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金の説明欄、国民健康保険基盤安定負担金9,144万2,000円は、低所得者に対する国民健康保険税軽減分の4分の3の額と、保険者支援分の4分の1に相当する額を県費負担金として計上しています。  
同じく説明欄の4段目、後期高齢者医療保険安定拠出金9,914万9,000円は、低所得者に対する後期高齢者医療保険料軽減分のうち、県の負担割合分4分の3の額を、それから低所得者介護保険料軽減負担金1,236万8,000円は、低所得者に対する介護保険料の軽減分のうち、県の負担割合4分の1の額を計上しております。  
続いて、25ページをお開きください。  
2項県補助金、2目民生費県補助金の1節社会福祉費県補助金の説明欄から5行目、重度心身障害者医療公費負担事業費補助金、それから10行目、精神障害者医療公費負担事業費補助金、2節児童福祉費補助金の説明欄、乳幼児医療公費負担事業費補助金、ひとり親家庭等医療公費負担事業費補助金、及び各事業に係る施行事務費補助金につきましては、い

ずれも広島県福祉医療助成事業に係る医療費助成並びに事務経費等、対象事業費の2分の1の額を県の補助金として計上しています。

ページ飛びまして、29ページをお開きください。

下段になります。19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金5億2,000万円は、一般会計で実施する国保被保険者及び後期高齢者を対象とする総合健診及び個別がん検診等の財源として一般会計に繰り入れるものでございます。

続いて、33ページをお開きください。

21款諸収入の中段、4項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入1,024万6,000円は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に係る後期高齢者医療広域連合からの受託収入でございます。

次に、35ページ、説明欄の中段になります。保健医療関係雑入757万5,000円は、後期高齢者を対象とする検診事業及び歯科健診事業実施に伴う広島県後期高齢者医療広域連合からの助成金でございます。

続いて、歳出予算について説明をいたします。

79ページをお開きください。

国民健康保険事業の運営に要する経費2億3,771万7,000円は、低所得者に対する保険料軽減の財源となる保険基盤安定繰出金や、職員の人件費など、国保特別会計に対する法定繰出金でございます。

ページ飛びまして、83ページ中段になります。介護保険事業の運営に要する経費6億8,602万6,000円は、生活保護受給者など低所得者が施設利用した際の利用者負担金を社会福祉法人が減免した場合、その一部を市が補助する介護保険事業費105万2,000円と介護保険給付費や地域支援事業に対する市の法定負担割合分、低所得者に対する介護保険料の軽減分及び職員人件費などの事務費として、介護保険特別会計への繰出金6億8,497万4,000円を計上しております。

後期高齢者医療制度運営に要する経費6億5,486万9,000円は、後期高齢者に対する服薬情報通知や総合健診、人間ドック健診などの委託料及び健診によって大腸がんの精密検査が必要になった方への助成金。また、令和5年度より対象年齢の上限を撤廃し、後期高齢者も対象となりました脳ドック負担金の一部助成費用、また、広域連合への療養給付費等負担金を支出する後期高齢者医療事業費として5億2,019万3,000円と、85ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計繰出金1億3,467万6,000円は、低所得者に対する保険料軽減相当分や事務費等を後期高齢者医療特別会計へ支出するものでございます。

国民年金事務に要する経費224万3,000円は、国民年金事務に従事する会計年度任用職員の報酬や事務費等を計上してございます。

社会福祉医療公費負担に要する経費1億9,652万7,000円のうち、重度心身障害者医療公費負担事業費1億1,972万4,000円は、重度の身体障害者及び知的障害をお持ちの方、及び精神障害者に係る医療費負担の一部を助成するものでございます。

ひとり親家庭等医療公費負担事業825万6,000円は、独り親等で18歳以下の児童を養育している方、並びにその児童の医療費負担の一部を助成するものでございます。

乳幼児医療公費負担事業費6,854万7,000円は、18歳以下の乳幼児及び、児童の医療費負担の一部を助成するもので、いずれも今年度上半期の給付費見込みに基づき算定しております。

以上で要点の説明を終わります。

○石飛委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、保険医療課に係る質疑を終了します。

これより福祉保健部全体に係る質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、福祉保健部に係る一般会計予算の審査を終了します。

ここで、説明員入替えのため暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 4時02分 休憩

午後 4時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて再開します。

次に、議案第35号の審査を一時休止し、福祉保健部に係る特別会計の予算審査に移ります。

議案第36号「令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件を議題とします。

予算の概要について説明を求めます。

大田部長。

○大田福祉保健部長 それでは、令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算について概要説明をします。

予算書の202、203ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ34億4,739万円です。

歳入の主なものは、国民健康保険税4億8,806万1,000円と県支出金21億7,062万6,000円で、保険給付費等交付金などの県の補助金です。

繰入金7億8,686万5,000円は、一般会計からの繰入金や国保財政調整基金からの繰入金です。

歳出の主なものは、保険給付費20億8,010万5,000円、国民健康保険事業費納付金7億2,307万7,000円及び保健事業費7,618万1,000円です。

令和5年度の当初予算では、県単位化に伴い、国保財政調整基金から5億2,000万円を一般会計地域福祉基金に積み替え、国保被保険者及び後

期高齢者を対象とする健診事業等の財源とする予算措置を行っております。

以上で概要説明を終わります。

詳細につきましては、保険医療課長から説明します。

○石 飛 委 員 長 続いて要点について説明を求めます。

井上課長。

○井上保険医療課長 それでは要点の説明をいたします。

歳入につきまして、208ページ、209ページをお開きください。

1款国民健康保険税は、被保険者の医療費等の給付に充てる医療給付費分、後期高齢者医療の保険財源の一部となる後期高齢者支援金分、並びに介護保険の財源の一部となる介護納付金分に分けて会計処理するので、それぞれ現年分、滞納繰越分を合わせて4億8,806万1,000円を計上しております。

本市の保険税率につきましては、県から示された保険税収納必要額を基に定めておりますけれども、急激な保険税の上昇を避けるため、市独自の激変緩和措置として、県が示す保険税収納必要額の財源の一部に国保の財政調整基金を財源として充当しております。

2款2項2目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金4万5,000円は、出産育児一時金が一律8万円引き上げられたことに伴う予算措置として、令和5年に限って、国から1件当たり5,000円が交付されることから、出産見込み件数9件分を計上してございます。

3款県支出金21億7,062万6,000円の主なものは、211ページの上段になります、本市の保険給付費の財源として、県から交付される普通交付金21億115万2,000円、並びに保健事業や検診事業の財源となる特別交付金6,947万2,000円でございます。

5款繰入金のうち、1款他会計繰入金、1目一般会計繰入金2億3,771万7,000円は、保険税軽減分及び保険者支援に係る保険基盤安定繰入金、並びに財政安定化支援事業費繰入金等の国の法定繰入金、及び職員人件費や事務費に係る一般会計からの繰入金でございます。国が示す繰入基準に基づき法定分を計上するものでございまして、被保険者数の減少に伴い1,206万8,000円の減額としてございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5億4,914万8,000円の内訳は、一般会計で実施する国保被保険者並びに国保から後期高齢者医療制度に移行された方を対象とする総合健診の事業費、個別がん検診等の費用助成の財源とするために、一般会計の地域福祉基金に積み立てる繰出金として5億2,000万円。国保税の急激な上昇を抑制するための充当財源として2,383万7,000円。国保特別会計の中で実施する総合健診や個別がん検診の費用助成、並びに予備費の財源として531万1,000円を計上してございます。

7款諸収入128万9,000円は、国保税滞納に伴う延滞金や雑入等を計上しております。

続いて、歳出について、215ページをお開きください。

1款総務費の説明欄、一般管理費4,010万1,000円の主なものは、一般職員と会計年度任用職員の人件費及び広島県国民健康保険団体連合会への委託料でございます。

一般管理費が1,097万8,000円減額となった主な理由は、対象職員の異動に伴う人件費の減額、並びに電算システムの改修委託料等の減額によるものでございます。

次に、217ページをお開きください。

2款保険給付費の説明欄、一般被保険者療養給付費から、219ページの中ほど、傷病手当金までは、一般被保険者及び退職被保険者に係る医療費などで、合計で20億8,010万5,000円を計上しています。

保険給付費につきましては、直近4年間の保険給付費の実績と、被保険者数の動向を精査し、見込み額を算定したもので、前年度に比して1億9,192万5,000円の減額としております。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、収納した保険税やその他公費を財源として各市町から県に納めるもので、県から示された額に基づき、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を一般被保険者、退職被保険者に区分した額を合わせて7億2,307万7,000円を計上しております。前年度に比較して510万9,000円の減額は、被保険者数の減少に伴い、県への納付金必要額が減額となっていることが主な要因でございます。

221ページをお開きください。

5款保健事業費、1款1目保健衛生普及費から、223ページ、2款1目特定健康診査等事業費までの各項目につきましては、健診や保健事業、保健指導、医療費適正化対策等の実施により、被保険者の健康増進並びに国保財政の健全運営に資する費用として、合わせて7,618万1,000円を計上しています。

令和5年度は、第3期データヘルス計画の策定年度となることから、221ページ、保健衛生普及費の委託料で、各計画策定業務の委託料231万円を計上しております。

続いて、225ページ。

8款1項償還金及び還付加算金は、一般被保険者保険税還付金からその他償還金まで、被保険者に対する保険税の還付金及び還付加算金の費用として、合わせて295万4,000円を計上しています。

一般会計繰出金5億2,000万円につきましては、財源は全て国保財政調整基金からの取り崩し金となります。

令和5年度予算案では、現在、約7億円保有している国保財政調整基金から5億2,000万円を一般会計の地域福祉基金に積みかえ、このうち、令和5年度は4,958万6,000円を国保被保険者並びに後期高齢者を対象とする健診事業、個別がん検診等の財源としております。

予備費は、例年の実績を踏まえて300万とし、昨年の500万円から200

万円の減額としています。

以上で要点の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員

209ページの歳入のどこなんですが、国保税の1目の4節、5節、6節等なんですけど、それぞれの滞納繰越の調定額はどのくらいになってるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

竹本課長。

○竹本税務課長

申し訳ありません。滞納繰越分の調定額については、手持ちがないんですけれども、歳入としては、滞納額の大体13から15%ぐらいを収納しております。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本数博委員

ここで収入予定が載ってますよね。医療費給付分、滞納繰越分というのは731万円入る予定というふうに読んだらいいんでしょう。その調定額から13%掛けたものがこの額になるという説明でよろしいですか。

○石 飛 委 員 長

竹本課長。

○竹本税務課長

そのとおりでございます。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本数博委員

滞納に対する公平感を保たないけんで、ちゃんと納めよる人と納めない人おりますよね。その辺の公平感に対する、滞納者に対する取組はどういうふうにされてますか。

○石 飛 委 員 長

竹本課長。

○竹本税務課長

滞納されている方、様々な理由があります。病気であるとか失業とか、そういう事情について滞納者と納税交渉をして、折衝を行った上で滞納者の事情に沿った徴収をしております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本数博委員

今、事情に沿った滞納整理というのは理解できるんですけど、国保の保険証の交付、以前は、どうも理解できん滞納者に対しては、年間の保険証を発行しておらんかったんですけど、その辺の考え方というのは今変わったですか。

○石 飛 委 員 長

竹本課長。

○竹本税務課長

現在でも一定の納付がない方については、短期証であったり、資格証であったりというを発行して、ちょっとずつでも納付していただくようにはしております。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありますか。

児玉委員。

○児 玉 委 員 国保の財政調整基金ですが、7億あったのが今回5億幾ら使われると、5年度末が一億四、五千万になるんじゃないかと思うんですが、これ来年度考えたときに、使えるお金がなくなるんですが、来年度の保険料ってどう考えとったらよろしいんですか。

○石 飛 委 員 長 井上課長。

○井上保険医療課長 財政調整基金を一般会計に移行させていただく背景には三つの要因がございます。まず第1に、平成30年度から国保が県単位化となっております。その中で、必要な医療費につきましては全て県の普通交付金によって賄われることとなっております。したがって、例えば、医療給付費が急激に上がったとしても、それは県の普通交付金で全て賄われるということが1点。

それから、令和6年度には、県の国保運営方針に基づいて県統一の保険料率が定められて、各市町独自で軽減措置ができなくなる、令和5年度におきましては、約2,300万を基金から繰り入れまして、国保税の独自軽減をしているんですけど、6年度からはそれができなくなる。県からの指定の保険料率にそのまま従う必要があるということで基金の財源投入ができなくなると。

それと3点目につきましては、国保被保険者を対象とする健診であったりとか人間ドックというのは、県の特別交付金で全て賄われておるという状況。

なので、これらの要因によって、基金につきましては、大きな支出は今後見込められないということで、一般会計に繰り出すというふうに考えております。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、以上で、議案第36号「令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の審査を終了します。

次に、議案第37号「令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件を議題とします。

予算の概要について説明を求めます。

大田部長。

○大田福祉保健部長 それでは、令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算の概要説明をします。

予算書の236、237ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ5億2,114万4,000円です。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億8,434万4,000円と、繰入金1億3,467万6,000円は、一般会計からの繰入金です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5億1,654万3,000円で、広島県後期高齢者医療広域連合に対し保険料相当分を納付するものです。

以上で概要説明を終わります。

詳細につきましては、保険医療課長から説明します。

○石 飛 委 員 長

続いて要点について説明を求めます。

井上課長。

○井上保険医療課長

それでは要点の説明をいたします。

歳入につきまして、242ページ、243ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料は、年金から徴収する特別徴収保険料と納付書等で徴収する普通徴収保険料に分かれて会計処理するもので、広島県後期高齢者医療広域連合が算定した数値に基づき3億8,434万4,000円を計上しております。

3款繰入金、一般会計繰入金1億3,467万6,000円は、事務費及び低所得者の保険料軽減相当分である保険基盤安定繰入金に係る一般会計からの繰入金でございます。

5款諸収入212万2,000円の主なものは、2項償還金及び還付加算金で、市が被保険者に対して還付した過年度保険料分を広島県後期高齢者医療広域連合が補填するものでございます。

続いて、歳出、245ページをお開きください。

1款総務費の説明欄上段より、一般管理費116万8,000円の主なものは、後期高齢者医療電算システムの使用料109万8,000円でございます。徴収費30万7,000円の主なものは、徴収に必要な口座振替依頼書等の印刷製本費として12万8,000円、納入通知書等の封入作業を昨年度に続きまして、市内の障害者施設等へ発注するための委託料として17万8,000円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、収納した保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を合わせた5億1,654万3,000円を計上しています。

昨年度比較1,886万4,000円の増額の理由は、広域連合が積算した県全体の必要保険料額が増額となったものによるものでございます。

3款諸支出金211万9,000円は、過年度の過誤納付金に対する保険料還付金及び還付加算金が主なものでございます。

4款予備費は、247ページになります、前年と同額の100万円を計上しております。

以上で要点の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認めます。

以上で、議案第37号「令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の審査を終了します。

次に、議案第38号「令和5年度安芸高田市介護保険特別会計予算」の

件を議題とします。

予算の概要について説明を求めます。

大田部長。

○大田福祉保健部長      それでは令和5年度安芸高田市介護保険特別会計予算の概要説明をします。

予算書の250、251ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ44億4,972万円です。

歳入の主なものは、保険料8億598万5,000円は、65歳以上の第1号被保険者が納付される介護保険料です。

また、国庫支出金11億3,509万7,000円、支払基金交付金11億5,987万円は、第2号被保険者の保険料相当分として、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金です。

歳出の主なものは、保険給付費41億8,695万円は、各種介護サービスの提供に要する給付費です。地域支援事業費1億7,271万5,000円は、介護予防事業や包括的支援事業等の実施に要する費用です。

以上で概要説明を終わります。

詳細につきましては、保険医療課長から説明します。

○石飛委員長      続いて、要点について説明を求めます。

井上課長。

○井上保険医療課長      それでは要点について説明をいたします。

歳入につきまして、264ページ、265ページをお開きください。

1款保険料65歳以上の第1号被保険者の保険料収入として8億598万5,000円を計上しております。被保険者数の減少並びに令和4年度の収入見込み額に基づき、収納見込み額を4,420万3,000円減額しています。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は、保険給付費に係る国の負担割合に基づき7億4,042万9,000円を計上しております。

同じく2項国庫補助金は、被保険者に占める後期高齢者の割合や、全国平均との所得分布の格差是正のために交付される調整交付金、また、介護予防事業や地域包括支援センターの運営等に要する費用に対する国庫補助金、合わせて3億9,466万8,000円を計上しています。

4款支払基金交付金は、介護保険第2号被保険者が医療保険の介護支援分支援分として納付した保険料を財源とするもので、保険給付費の27%相当分11億5,987万円を計上しております。

5款県支出金は、介護給付費及び地域支援事業の費用に係る県の負担割合に基づいて6億4,599万6,000円を計上しています。

258ページ259ページをお開きください。

下段の8款繰入金、第1項基金繰入金は、介護給付費の変動に対応するため、基金の一部を取り崩し、介護保険による各事業費に充当するもので、令和5年度は1,767万9,000円を計上しております。

2項一般会計繰入金は、介護給付費及び地域支援事業費の費用に係る一般会計の法定負担割合分や低所得者に対する保険料を軽減するための

財源及び職員人件費等を一般会計から繰り入れるもので6億8,497万4,000円を計上しております。

その他、繰越金、諸収入については記載のとおりでございます。

続きまして、歳出について、261ページをお開きください。

1款総務費8,490万3,000円の主なものといたしまして、一般職員人件費のほか、介護保険事業に係る事務消耗品、介護認定審査会委員への報酬及び認定調査に係る費用を計上しております。

265ページをお願いいたします。

中段の2款保険給付費は、各介護サービスに要する費用でございます。265ページから269ページに、サービス区分ごとにそれぞれ計上しており、合計で41億8,695万円を計上しています。今年度の介護給付費の動向を精査した上で予算を算定しております。

近年の傾向といたしまして、コロナ禍によって、在宅で過ごす時間が長くなった影響もありまして、265ページ下段、福祉用具購入費、また、住宅改修費の申請が増加傾向にあります。

265ページ、下から4段目、施設介護サービスにつきましては、令和4年度の利用者数が当初の見込みを下回っていることから、令和5年度当初予算を見直し、減額としております。

また、269ページ中段、特定入所者介護サービス費は、非課税世帯で一定の要件を満たしている方について、介護施設入所時等の食費、居住費の負担限度額を軽減する制度で、昨年度からの給付費要件等の見直しにより減額としております。

271ページをお願いいたします。

地域支援事業費は、要支援や非該当の介護認定を受けられた方に対する訪問型サービス、通所型サービスの提供に要する費用や、地域包括支援センターの運営費、介護予防事業に要する費用でございます。

271ページから275ページまで、サービス事業ごとにそれぞれ計上しておりまして、合計で1億7,271万5,000円の計上でございます。

前年度に比して1,987万円減の主なものとして、説明欄、下段の一般介護予防事業について、これまで実施しておりましたげんき教室の実施方法を見直し、一部保健師や管理栄養士が直接地域に出向いて実施する形態としたことに伴い、外部への委託料を減額としたことが要因でございます。

275ページの下段をお願いいたします。

5款基金積立金は、介護給付費準備基金の運用利息として10万円を、283ページをお願いいたします。6款諸支出金の説明欄、第1号被保険者保険料還付金は200万円、7款予備費につきましては300万円と、今年度の実績を踏まえてそれぞれ計上しております。

以上で要点の説明を終わります。

○石飛委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山根委員。

○山 根 委 員 地域支援事業費についてお伺いします。270ページ、一般介護予防事業費を1,447万円減ということでされております。先ほど御説明ありましたけどげんき教室を見直し、別な形をやると言われてますけど、この見直しによって、利用者は現在何人で、その方たちがどれぐらい利用をやめないといけないかというところ、分かりましたらお伺いします。

○石 飛 委 員 長 中村課長。

○中村健康長寿課長 げんき教室の現在の利用者ですけども、まだ4年度が終わっておりますので3年度の利用者でいいますと641名の参加がありました。

減額になることによって、この方たちが利用できる状況がどのように変わるかといいますと、令和4年度までは、ほぼ毎週40教室が実施できる予算を計上しておりましたが、5年度につきましては、隔週で40教室で、今の方が参加できる予算を計上しております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山根委員。

○山 根 委 員 先ほどこれに代わるもの、多分、健康とどけ隊のことを言われてるのかなと思うんですけれども、とどけ隊はどのような活動をし、どれぐらいの方たちのサポートというか支援ができるものなのか伺います。

○石 飛 委 員 長 中村課長。

○中村健康長寿課長 げんき教室に代わるものとして、健康とどけ隊事業を令和3年度から実施を開始しております。とどけ隊事業の内容としましては、体組成計で御自分の体の筋肉量とか脂肪量をまず測りまして、個々に応じた食事とか運動についてアドバイスをさせていただいております。そのほか、全般的な健康づくりと介護予防ということで、一緒に体操したりとか、講話をさせていただいたりとかいうふうなことで実施をしております。

○石 飛 委 員 長 山根委員。

○山 根 委 員 さらにお聞きしたいのは、げんき教室は42教室から40教室ぐらいが動いてたと思います、年間。今回の代わると言われてる、令和3年度からやられているから大体分かると思いますけれども、年間どれぐらいの教室というか、それを開くことによって何人ぐらいを対象とすることができるのか伺います。

○石 飛 委 員 長 中村課長。

○中村健康長寿課長 令和3年度はコロナ禍ということもありまして、教室としましては18回、18教室の実施で、延べ参加人数でいいますと185名の参加がありました。今年度、令和4年度は、現在まだ途中ではありますが、回数としまして今55回を実施しております。延べの現在の参加人数でいいますと661名の参加を得ております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山根委員。

○山 根 委 員 げんき教室はどれぐらいだったか比較して数値をお聞きいたします。

- 石 飛 委 員 長 中村課長。
- 中村健康長寿課長 げんき教室の参加者数は、令和3年度で641名です。
- 石 飛 委 員 長 山根委員。
- 山 根 委 員 先ほど、令和4年度が、とどけ隊が661名、令和4年度だったら途中だ  
と思うので、令和3年度、1年通しての延べ人数を言ってくだされれば出る  
と思うんですけど、とどけ隊は18教室で延べ185人、げんき教室は、何  
教室で何人かっていうのをお聞きしたいと思います。
- 石 飛 委 員 長 中村課長。
- 中村健康長寿課長 令和3年度のげんき教室ですが、延べでいいますと1万3,581名の参加  
がありました。  
令和3年度は9月がコロナで中止をさせていただいてますので、11月分  
を40教室としまして、440教室と計算します。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑ありますか。  
南澤委員。
- 南 澤 委 員 今の毎週40教室ですよ。毎月40教室、じゃあ結構です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありますか。  
〔質疑なし〕
- 石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、以上で、議案第38号「令和5年度安芸高田市介護保  
険特別会計予算」の審査を終了し、福祉保健部の審査を終了します。  
ここで16時50分まで休憩といたします。  
~~~~~○~~~~~  
午後 4時40分 休憩
午後 4時50分 再開
~~~~~○~~~~~
- 石 飛 委 員 長 休憩を閉じて再開します。  
議案第35号「令和5年度安芸高田市一般会計予算」の審査を再開しま  
す。  
これより、教育委員会事務局の審査を行います。  
初めに、教育長より挨拶を受けます。  
永井教育長。
- 永 井 教 育 長 それでは、教育委員会に係る令和5年度当初予算について説明いたし  
ます。  
この後は、教育次長並びに担当課長から説明をいたします。御審議の  
ほどよろしく願いいたします。
- 石 飛 委 員 長 続いて、予算の概要について説明を求めます。  
宮本教育次長。
- 宮本教育次長 それではよろしく願いいたします。  
教育委員会に係る令和5年度当初予算の主要事業を予算資料で新規事  
業及び拡充した事業について説明をいたします。  
予算資料1ページをお願いいたします。  
(1) 教育の推進、事業区分1、学校教育の充実、事業名、学校統合事

業の主な経費は、川根小学校と高宮小学校の統合準備に係る事業費を計上しています。

続きまして、学校用務員配置事業は、新規事業として、小中学校の教職員の働き方改革を進めるため、学校用務、特に環境整備等を行う会計年度任用職員の費用を計上しています。

部活動地域移行事業は、国が示している中学校クラブ活動の地域移行を円滑に行えるよう検討するための費用を計上しています。

部活動指導員配置事業は、小中学校の教員の働き方改革を進めるため、学校での部活動指導を専門性の高い指導等ができる指導者を配置する費用を計上しています。

8ページをお願いします。

(5) 文化の発信、ナンバー27、地域文化・歴史を活用した地域活性化の入城500年記念事業につきましては、毛利元就が郡山城に入城して500年がたつことを記念した事業を行うための事業費を計上しています。

以上で教育委員会関係の要点の説明を終わります。

なお詳細は、各担当課長より御説明をいたします。

○石飛委員長 続いて、教育総務課及び学校統合推進室の予算について説明を求めます。

柳川教育総務課長兼学校統合推進室長兼給食センター所長。

○柳川 それでは、教育総務課の予算について要点を説明いたします。

まず、歳入ですが、予算書の23ページをお開きください。

上から4行目、1節小学校費補助金のうち公立学校施設整備費補助金3,366万6,000円は、吉田小学校体育館の長寿命化改修工事に充当する補助金で、おおむね3分の1相当の補助金となります。

その2行下、遠距離通学費補助金507万円は、小学校統合に伴うスクールバス運行に対する国の補助金です。統合から5年間、補助対象経費の2分の1相当の補助金になります。

続いて27ページ。

中段、県支出金、1節学校教育費補助金のうち、遠距離通学費補助金101万4,000円も統合によるスクールバス運行に伴う県の補助金で、対象経費の10分の1相当となります。

次に33ページをお願いします。

上から4行目と5行目、奨学金貸付の元金収入として現年分165万4,000円、滞納分6万4,000円を見込んでおります。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出を説明します。

予算書の155ページをお開きください。

中段、教育委員会費は、4名の教育委員の委員報酬などが主なものです。

次に、その下、事務局総務管理費は、会計年度任用職員1名の報酬など事務局の運営に必要な職員の旅費や需用費、各種団体負担金などにな

ります。

157ページ、情報教育推進基盤整備事業費ですが、各小中学校とネットワークシステムの保守や、電子黒板、タブレット端末等の事務機器借上料など、学校のICT基盤整備全体に係る予算となっております。新規事業としまして、ウィンドウズOSのサポート終了に伴う更新費用や、セキュリティ強化のためファイアウォールを更新する費用として、工事委託料として689万6,000円を計上しております。

続いて、学校規模適正化推進事業費です。

中学校統合については、引き続き保護者への情報提供を行い、理解を深めていただけるよう、機会を捉えて説明と意見交換を継続していきたいと思っております。事業の進捗に応じては、補正予算の対応をお願いをしたいと思います。

なお、高宮地区の小学校統合に伴い、統合準備委員会の設置に伴う謝礼金や、川根小学校の閉校記念事業補助金150万円を計上し、令和6年4月の統合に向けての準備を進めることとしております。

続いて、157ページから159ページにかけて教育総務管理費です。

遠距離通学に伴うバス通学定期代や小学校統合等によるスクールバスの運転業務委託料として5,231万2,000円を計上しております。

続いてその下、159ページ中段、就学援助事業費です。

幼児教育・保育の無償化による子育てのための施設等利用給付金や、私立幼稚園給食費補助金、また、経済的理由によって就学が困難な世帯に対して、学校で必要な学用品などの経費を給付する就学援助費を扶助費として計上しております。併せて、経済的に学校へ就学することが困難な者に対して貸与している安芸高田市の奨学金の貸付金260万4,000円を計上しております。貸付金は現在、継続が5名、それから新規分は2名分と見込んでおります。

次に、163ページ、下段、小学校管理費です。

この予算は、小学校の学校運営に要する経常的な経費で、消耗品のほか光熱水費、社会見学等のバスの借上料などを計上しております。電気代の高騰により、光熱水費を1,900万余り増額をしております。

続いて165ページ、小学校施設・設備等管理整備事業費です。

施設の維持管理に伴う修繕料、あるいは保守点検委託料を計上しております。増額要因として、老朽化対策のため工事請負費に1億2,300万余りを計上し、吉田小学校体育館の屋根やフローリング改修など、それから校舎から渡り廊下も含めた長寿命化改修を予定をしております。

次に、167ページ、中学校管理費です。6中学校の学校運営に要する経費として消耗品等を計上しております。燃料費高騰に伴い光熱水費を1,200万余り増額をしております。

その下、中学校施設・設備等管理整備事業費ですが、トイレの洋式化改修が終了したため、対前年で6,500万余りの減額となっております。施設の維持管理に伴う修繕料、それから保守点検料のほか、今年度は単独

事業として、吉田中学校と甲田中学校体育館の照明のLED化を予定をしております。

最後に少し飛んで181ページお願いします。

中段の給食センター運営事業費ですが、増額の主なものは、光熱水費1,200万円と、修繕料290万円になります。

給食調理配送業務については、広島アグリフードサービス株式会社と3年契約の2年目ということになり、委託料として1億3,600万余りを計上しております。

なお、給食センターは、設置後12年が経過をしましたが、調理機器類は、耐久性も高く、日常点検を行い、また、定期点検の際にも消耗品類の交換をしておりますので、おおむね良好な状態が保たれております。引き続き、安全安心の給食提供に心がけ、おいしい給食の提供を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上で教育総務課に係る予算について説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

新田委員。

○新 田 委 員 181ページの修繕料のところをもう一度、10節ですかね、そこをもう1回説明のほうお願いできますでしょうか。

○石 飛 委 員 長 柳川課長。

○柳川 給食センターの修繕料は、施設の維持をしていく上で、調理の配管であったり、あるいはコンテナであったり、そういったところの修繕費用を計上しているのと、併せて、今回、給食配送車について、少し排気関係の不具合が生じているところがありますので、そういったところの修繕費用を約280万見込んでおります。これが増額分となっております。以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 157ページの情報教育推進基盤整備事業の委託料の工事委託料は、すみません、ちょっと聞き取れなかったのもう一度お願いできますでしょうか。

○石 飛 委 員 長 柳川課長。

○柳川 工事委託料の部分ですが、ウィンドウズOSのサポートが終了したことに伴い、メールシステムの更新業務委託料と、それから、安全強化のためのファイアウォールの更新、こちらもOSのサポートが終了するというところで470万。あとは、業務委託料、事務的なあれなんです、学校と給食センターを結ぶファイルの転送システムという業務の構築を120万円予定をしております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑ありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員 157ページの学校規模適正化推進事業の説明中ですね、中学校統合は保護者への説明を続けると言われたんですが、説明の在り方に課題があるというふうに思うんですが、その説明で、年度途中で補正をやるかもわからん言われましたね。どんなものを考えられるんでしょうか。

○石飛委員長 柳川課長。

○柳川 まずは保護者に説明を尽くすということですが、その説明の後、次の段階は、まず校数が決まって、用地、施設の検討に入る段階では、例えば用地が定まればその土地の測量であるとか、地質調査であるとか、そういったところが追加の費用になってくると考えております。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 教育総務管理費のところなんですけども、昨年の予算では、14節の工事請負費で、丹比西小の工事があったかと思うんですけど、これはその後どうなってますでしょうか。

○石飛委員長 柳川課長。

○柳川 丹比西小学校の工事については令和5年度については計上しておりません。

○石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 学校総務管理費になるのか、学校支援体制整備事業費かなと思うんですけども、昨年度は会計年度任用職員が13名で、部活に4名、スクールサポーターに4名とかっていう説明があったかと思うんですけども、来年度の予算では、その辺りの人数と配置はどのようになりますでしょうか。

○石飛委員長 柳川課長。

○柳川 お尋ねの件は学校教育課の所管となりますが。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって教育総務課及び学校統合推進室に係る質疑を終了します。

続いて、学校教育課の予算について説明を求めます。

内藤学校教育課長。

○内藤学校教育課長 続きまして、学校教育課の予算について要点を御説明いたします。

まず、歳入です。

23ページをお開きください。

上から5行目、3節学校教育費補助金172万3,000円は、医療的ケア児に係る看護師配置のための事務費3分の1の国の補助金です。

次に、27ページをお開きください。

中段辺り、1節学校教育費補助金、説明欄、業務改善推進事業費補助

金418万7,000円は、中学校部活動指導員配置のための事業費3分の2の県補助金です。

続いて、歳出の説明をいたします。

159ページをお開きください。

下段から少し上、学校教育総務管理費の主なものは、10節需用費として、令和6年度から小学校の教科書が採択変えとなるため、教員用の指導書等の購入費としての予算990万円です。

次の学校支援体制整備事業費は、教職員の人材育成や働き方改革を含めた教育環境の充実のための事業費です。

主なものは、教職員をサポートする支援員等の配置30名分に係る報酬、手当、旅費などの人件費3,747万8,000円です。具体的には、新規として学校用務員を14名。また、部活動指導員を8名に拡充しております。併せて、これまでも配置している事務や業務補助、ICT支援員、学校経営特別支援教育相談員に係るものです。

7節謝礼金の主なものは、教職員の人材育成に係る講師謝礼や新規として、部活動地域移行に係る検討委員への謝金14万4,000円です。

161ページをお開きください。

12節委託料として、小学校1年生から中学校2年生を対象とした学力調査業務を計上しております。令和4年度から個々の伸びが確認でき、一人一人のつまずきにフォローができる調査に変えています。より子どもの学習意欲向上につなげていきたいと考えています。

中段、個別最適な学び推進事業費は、子どもの実態に即した支援を行うための事業費です。教育支援センターの運営費も含んでおります。

主なものは、子どもへの支援を行う支援員の配置15名に係る報酬、手当、旅費等3,918万円の人件費です。具体的には、日本語指導、医療的ケアを行う看護師、特別支援関係、教育支援センター職員です。

また、教育支援センターの施設管理に係る需用費、委託料を計上しております。

下段、子どもの学び充実事業費の主なものは、外国語サポーター、コーディネーター6名分の報酬、手当、旅費の人件費です。令和4年度から地域在住の外国人や海外在住経験者に学校に入ってもらい、より英語を身近に感じたり、異文化理解を進めることにつなげています。

163ページ。上段辺り18節負担金補助金及び交付金のうち、中学生検定公費負担事業補助金は、学校で団体受験が可能な検定に対し、1人1回4,000円を上限として検定料を補助します。

次の、地域とともにある学校づくり推進事業費の主なものは、コミュニティスクールに係る学校運営協議会委員の謝礼。また、探求学習を進めていくための外部指導者の謝礼金や消耗品などの活動経費を計上しております。

13節自動車借上げは、体験活動によるバスの借上げ代です。令和5年度も探求学習に取り組み、子どもが自ら課題を見つけ、興味関心がある

ことを追求できる活動に取り組んでいきます。

169ページをお開きください。

上段、幼稚園管理運営事業費は、吉田幼稚園の運営費です。主なものは、会計年度任用職員2名分の報酬、手当、旅費の人件費と施設管理に係る経費です。

以上で説明終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員 163ページの一番上から3番目の負担金補助及び交付金の中ですね、補助で単独補助がありますが、中体連補助が6万9,000円減額になつとんですね。中体連、6町の中学校の体育関係に関わる組織の補助だと思えますけど、減額せにゃいけん要素があつたんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 内藤課長。

○内藤学校教育課長 この減額については人数と単価で掛けておりますので、中学校の生徒の人数減が影響になっております。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 中体連の活動は子どもの人数で活動が決まるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 内藤課長。

○内藤学校教育課長 中体連に対する市の補助金が人数掛け単価という積算で補助を出しております。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 中体連というのは、中学校の体育の関係を所管しとる団体だと思うんですよね。何が行われとるか、陸上競技なんかもそれらなんかじゃないかと思うんですけど、中体連があることによって学校教育というのは補完されとるんじゃないかと思うんですよ。人数が減ってきたら中体連は、活動費が5万円ぐらいになるかも分かりませんよね。そういう見方でええのか悪いのかというのがちょっと理解できんのですけど。

○石 飛 委 員 長 内藤課長。

○内藤学校教育課長 人数減によって補助金が少なくなっていくことで活動がどうなるかということだと思うんですけども。ある補助金の中で今はやってもらうように考えております。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 活動には最低限の金額というのがあろう思うんですよ。結局は、中体連というのは、会員は学校の先生じゃないかと思うんですけど、学校の先生が会費を払ってこの組織を運営されとるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 永井教育長。

○永井教育長 ここで計上しております中体連への補助金というのは、生徒を対象にしての補助金です。

委員御指摘の減額することによっての支障はありません。基本的に基

準額プラス、先ほど課長が申しました生徒数で掛けておりますので、この予算の多少の増減で活動そのものに支障を来すということはありません。

○石 飛 委 員 長      田邊委員。

○田 邊 委 員      159ページから161ページにかけてなんですけども、学校支援体制整備事業費の18節になるんですが、令和4年度は補助費単独で安芸高田教育推進会補助金27万円があったんですけども、これが令和5年度でなくなってる理由を教えてください。

○石 飛 委 員 長      内藤課長。

○内藤学校教育課長      令和4年度まで補助金として組んでおりましたが、内容的に教職員の資質向上のための事業研究、研修会であるということから、このたび必要経費を講師謝金、需用費等に分けて予算化をしております。補助金ではなく事業として予算化をしております。

以上です。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって、学校教育課に係る質疑を終了します。続いて、生涯学習課の予算について説明を求めます。

児玉生涯学習課長。

○児玉生涯学習課長      それでは生涯学習課の予算について説明をいたします。

まず歳入です。

19ページをお開きください。

中ほど、使用料及び手数料、教育施設使用料のうち、1節社会教育施設使用料は、文化センター、歴史民俗博物館の使用料。2節保健体育施設使用料は、小中学校の体育館、グラウンド等の使用料です。

次に、27ページをお開きください。

中ほど、県支出金のうち教育費県補助金、2節社会教育費補助金は、川根放課後子ども教室の実施に係る補助金です。補助率は対象経費の3分の2です。

次に、37ページをお開きください。

中ほど、諸収入のうち、生涯学習課関係雑入として391万7,000円を計上をしております。

続きまして、歳出です。

171ページをお開きください。

社会教育総務管理費の主な内容は、文化センターに配置する社会教育指導員等、会計年度任用職員報酬や職員手当等の人件費です。

次に、中ほど、社会教育施設維持管理費の主な内容は、文化センターの維持管理に係る経費です。

めくっていただきまして、173ページ。

上段、14節工事請負費、維持修繕工事の主なものは、美土里生涯学習センターまなびの非常用照明設備の修繕に係る経費です。

17節の備品購入費は、高宮田園パラッツォの移動式エアコン購入費です。

中段、社会教育振興事業費の主な内容は、市民セミナー、高齢者大学、二十歳のつどいの開催経費、放課後子ども教室の実施委託料でございます。

次に、下段、図書館運営事業費の主な内容は、令和5年度から運営を業務委託から直営に変更しますので、図書館司書、一般事務補助職員の報酬、職員手当を計上したところです。

めくっていただきまして175ページ、上段、17節備品購入費は、図書資料、視聴覚資料の購入費です。

次に、中段、文化芸術振興事業費の主な内容は、市民文化祭・県民文化祭の開催経費、毛利元就入城500年記念事業に係る経費です。

18節負担金補助及び交付金に入城500年記念事業実行委員会への負担金1,500万円。市民企画事業支援助成金として500万円を計上しております。

次に、文化施設運営事業費の主な内容は、歴史民俗博物館の管理運営に係る経費です。会計年度任用職員の人件費、入城500年記念事業として開催する関連の公開講座や企画展開催のための経費です。

めくっていただきまして177ページを御覧ください。

下段、文化財保護に要する経費のうち、文化財保護事業費の主なものは、史跡管理に要する経費、団体補助金です。

めくっていただきまして179ページを御覧ください。

保健体育総務管理費は職員の出張旅費です。

次に、体育施設維持管理費の主な内容は、体育館、グラウンドの維持管理に要する経費、吉田運動公園等指定管理施設にかかる委託料です。

めくっていただきまして、181ページ、上段、14節工事請負費、単独事業の主な内容は、昨年度施設廃止をいたしました旧長屋河川敷運動広場の現状復旧に係る工事費、具体的には、暗渠排水設備を撤去するものです。

次に、スポーツ振興に要する経費、スポーツ振興事業費の主な内容は、18節負担金補助及び交付金、スポーツ振興団体への補助金でございます。説明は以上です。

○石 飛 委 員 長      以上で説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
南澤委員。

○南 澤 委 員      175ページ文化芸術振興事業費の18節、毛利元就入城500年記念事業実行委員会負担金の1,500万ですけれども、具体的にどのようなことを計画されてますでしょうか。

○石 飛 委 員 長      児玉課長。

○児玉生涯学習課長      この実行委員会につきましては、これから予算成立の後、設立をする

団体となります。その団体でもって、具体的な事業を決めていくわけですが、具体的な事業名称については、まだ差し控えさせていただきますが、市民参加型のイベントでありますとか、様々な毛利元就関連の事業を計画をする予定でございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員      同じところなんですが、この実行委員会でやろうというふうに考えられておるんですが、実行委員会でも企画をする主になるところがおらないけんと思うんですね。協力する団体も参加するようになると思うんですよ。主になるのはどこでしょうか。

○石 飛 委 員 長      児玉課長。

○児玉生涯学習課長      実行委員会につきましては、市、広島県、それと関係団体で組織をするようにしておりますけれども、事務局は生涯学習課で持つように予定をしております。

以上です。

○石 飛 委 員 長      山本数博委員。

○山本数博委員      市長がどこだったか言われたんですが、三原と北広島町ですかね、安芸高田市、この2市1町で500周年記念事業で、サンフレッチェに応援に行ったりというようなことを言われとったんですが、この1,500万の中とは別の話でしょうか。

○石 飛 委 員 長      山本数博委員にお尋ねします。大阪公演の件ですか。

○山本数博委員      サンフレッチェの応援に行くというようなことを言われとったんですけど。

○石 飛 委 員 長      米村副市長。

○米 村 副 市 長      今、委員がおっしゃられたサンフレッチェの応援等は、商工観光課が所管しておりますイベント等になります。この入城500年とは関係ありません。別物です。

○石 飛 委 員 長      山本数博委員。

○山本数博委員      やはり18節ですね、その下に単独補助事業というのがあって、似たようなものがあるんで、どういうふうに理解したらええんかなと思うんですけど、市民企画事業支援事業というのは、本年度、令和4年度で500万予定されておって1団体しかなかったと。残り450万は減額だと。こういうようなことが3月の補正で出ておりました。にもかかわらず同じように500万出てくるというのは、何か手応えがあるということでしょうか。

○石 飛 委 員 長      児玉課長。

○児玉生涯学習課長      この500年事業に当たっては、市、関係団体が行っていくものと、市民が主体的に参加をしていただいて、この500年を盛り上げていただくということが全体的な考え方としてあります。

令和4年度につきましては、1事業ではなく2事業を採択をしております。それに当たっては、補正予算のときもありましたけれども、9事業

申請がありまして2事業を採択をしたものです。来年度につきましても、500万予算立てをしまして、市民の方から様々な市民企画事業を申請していただいて、その中で審査基準に基づいて採択をする中で全体の500年事業の盛り上げを考えていきたいと思っております。

以上です。

○石飛委員長 芦田委員。

○芦田委員 175ページ上段の委託料について伺います。先ほど担当者から説明がありましたが、前年度は図書館運営業務委託料が4,247万7,000円が計上されていましたが、5年度から図書館が委託から直営になりました。直営にした理由について伺います。

○石飛委員長 児玉課長。

○児玉生涯学習課長 直営にした理由ということですね。まず一つ考えられるのは、中央図書館はともかく、他の図書館については、それぞれ文化センターに図書館ありますけれども、非常に少ない人数で運営をしているのが現状です。そういった中で、図書館も1人、文化センターも2人か3人という中で、業務委託という体制であると一緒に仕事できませんので、お互いに仕事をサポート、補い合うことができません。これを解消するために、一つには、直営にして、文化センターと図書館がともに仕事ができるようにというふうにしたものです。

もう一つは、今の時代に合った、例えば中央図書館なんですけれども、魅力的な図書館づくりをしていくに当たって、やはり業務委託というのは、決まった仕事をお願いするという面では、効率的な手法かも分かりませんが、やはり時代に合ったような図書館づくりをしていくに当たっては直営で、生涯学習課、教育委員会とともに作り上げていく体制が望ましいというふうに考えたところです。

以上です。

○石飛委員長 芦田委員。

○芦田委員 今二つの理由をお聞きしましたが、管理運営コストの削減ができることも大きな理由の一つじゃないかと思えますけど、直営にしたことでコストの削減額は幾らになったか伺います。

○石飛委員長 児玉課長。

○児玉生涯学習課長 業務委託費の主な内容は人件費と需用費関係になります。それをこのたび直営で予算立てをいたしました。職員数につきましては、現在の業務委託が司書及び司書補助で14人ですけれども、そのうち2人が週2日の方ですので、実質13人ということになります。このたび直営ということで、司書が8人と一般事務補助5人、計13人を雇用するようにしております。削減額ですけれどもおよそ700万程度の縮減になっております。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありますか。

南澤委員。

○南澤委員 先ほどと同じ入城500年記念事業実行委員会なんですけれども、内容

についてはこれからということなんですが、1,500万を使ってやる事業です。何を目的に、あるいは目標にされてますか。

○石 飛 委 員 長 児玉課長。

○児玉生涯学習課長 毛利元就の入城500年事業という節目の年に当たって、この事業を全体で取り組んでいくに当たって、やはりこれだけで終わるのではなくて、安芸高田市がこれからも発展して、市民もこのことを機会により一層、一体的な安芸高田市民としての誇りを持てるような事業であればいいかなと思ってます。

そのためには、先ほど申し上げましたように、令和5年度だけで終わるのではなくて、継続的に行っていけるような事業を推進していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 今、南澤議員の質問に関連して、1,500万も投入するということは、何か相当な市への経済効果なり、そういうことも考えられた事業になるんじゃないかなと思うんですね。それができた関係で後が続くんじゃというように言われたような気がしたんですが、その経済効果というのはどのように考えられておりますか。

○石 飛 委 員 長 児玉課長。

○児玉生涯学習課長 もちろん継続性という意味で経済的な効果は見込んでいく必要があるかなと思いますけれども、今のところ具体的な事業というのを、今ここでいうことがありませんので、その辺も意識しながら、今後実行委員会のほうで事業推進をしていきたいと思います。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 ほかの予算をお伺いします。173ページの社会教育の振興に要する経費、社会教育振興事業費の負担金補助及び交付金の中で、市子ども会連合会補助金を前年度から比較したら7万6,000円ですが減額をされておられますよね。ここらの減額された根拠はどういうことで減額されたんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 児玉課長。

○児玉生涯学習課長 今お話された子ども会連合会だけにかかわらず、今年度は、社会教育関係の団体につきましては、基本的にはシーリングにより減額をしています。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本数博委員 シーリングという意味がようわかりませんが、全くこれだけで落とすんだということですか。それとも過去の補助金申請で実績が出てきますよね。そういう中から、それを見られて減額していったと。要は、私が心配するのは、その組織が機能せんようになったらいけんのじゃないかいいうのがあるんですね。一律に減額というのは問題がありはせんかいいうので今質問したんです。この団体は機能の低下というのはないのでしょうか。

- 石 飛 委 員 長 児玉課長。
- 児玉生涯学習課長 御質問は、子ども会連合会ということよろしいでしょうか。減額による機能の低下はないと思っております。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 山本数博委員。
- 山本数博委員 今度は別の予算の質問します。179ページ、文化財保護に要する経費なんですけど、やはりこれも負担金補助及び交付金で、子供歌舞伎保存会補助金というのは、これ吉田で毎年5月にやられとる分だと思いますけど、令和4年度と比較して4万9,000円減額されとるんですね。4万9,000円いうたら、何でこのくらいの金額を減額せないのかのいう。昔からずっと歴史的な取り組みがされてきとるんですけど、その辺がどのような考えでやられたのかお聞きしたいんですが。
- 石 飛 委 員 長 児玉課長。
- 児玉生涯学習課長 これらの団体につきましては、市の補助金だけではなく、それぞれその団体で会費であるとか、先ほどの子供歌舞伎であれば寄付金等も募られて運営をされているという現状があります。
- これらの団体につきましては、先ほど申しましたように、任意団体でありますので、市が公益上必要があると認めるという団体に補助金を出しているわけですが、基本的に任意団体というのは自立を目指すことというのが前提であろうと思います。
- ただ、それを全額なくすということはないんですけれども、特段の事情がない限り、市の財政状況に応じて減額するということは適当であろうと考えます。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありますか。
- 山本数博委員。
- 山本数博委員 181ページ、スポーツ振興に要する経費なんですけど、これも一番下の単独補助事業なんですけど、スポーツ関係団体補助金が令和4年からいいますと83万6,000円ですが減額になっております。これなんか話を聞きますと、一つの団体にしてくれというような申し入れがありよるんじゃないふうに聞いたんですが、教育委員会のほうではスポーツ団体をどのように考えておられるのか考えを示していただきたいと思うんですが。
- 石 飛 委 員 長 児玉課長。
- 児玉生涯学習課長 今、委員おっしゃられましたように、補助を交付する団体を一本化するように今協議を進めているところです。市としましては、スポーツ振興施策を一体的に、統一的に進めていきたいという思い。団体のほうとすれば、安芸高田市で活動するスポーツ振興団体が同じような考え方の下でスポーツ振興を図っていくというところで、お互いのところで、そういった思いの中で、今後、スポーツ振興を進めていければというふうに考えております。
- 以上です。

○石 飛 委 員 長      ほかに質疑ありますか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって生涯学習課に係る質疑を終了します。  
これより、教育委員会事務局全体に係る質疑を行います。  
質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長      質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、教育委員会事務局の審査を終了します。

以上で本日の日程は終了しましたので、これにて散会します。

次回は、14日午前10時より再開します。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 5時43分 散会